

袋井市祭礼調査報告

浅羽三社八幡の流鏑馬祭り調査報告書

静岡県袋井市教育委員会



1. 浅羽三社の流鏝馬祭り伝承地遠景（南から）



2. 昭和のウマトビ (的馬・梅山) 個人蔵



3. 昭和のウマトビ (的馬・梅山) 個人蔵



4. 昭和のウマトビ (的馬・松原) 個人蔵



5. 三社御祭礼回動馬年附板書（袋井市郷土資料館保管）



6. 現存するウマトビの馬具：籠（えびら）・轡（くつわ）・鍔（あふみ）・鞍（くら）・泥障（あおり）



7. 梅山八幡神社の御旅所祭 廻り松の根元に田の土が積み上げられる。この近辺にはない珍しい御旅所の姿である。神輿は田の方向に安置される。



8. 馬でやって来るオウサマ (梅山の八幡神社 平成25年) (撮影: 吉川祐子)



9. 神輿の還御を待つオウサマ 梅山では通常付き添いはいないが近世にはいた。(梅山の八幡神社 平成27年)



10. 梅山のオウサマの座 古くは飯だけだったが平成2年からこの姿に変化した。(撮影: 吉川祐子)



11. 松下家を出発する松原の一行 松下家と松井2軒は米を持って神社へ行く。(撮影: 吉川祐子)



12. 芝八幡神社の御旅所祭 廻り杉の下に神輿を安置しての御旅所祭。神輿は豪餅である。この廻り杉の根元には、梅山のような田の土飾りはないが古い神顔が残っている。

(撮影：吉川祐子)



13. 芝のオウサマ 芝では父親とともに二人で務める。

(撮影：吉川祐子)



14. 芝の乗り子 流鏑馬はないが、御旅所までの行列に参加する。(撮影：吉川祐子)



15. 芝のピンザラ オリジナル（黒色）とレプリカが揃って保管されている。古色な金襴の袋に入っていて時代を感じる。元の所有者は井浪家である。ピンザラは小さな薄い竹片の束で、名は似ているカ田楽躍に使う拍板とは異なるものである。(撮影：吉川祐子)



16. 梅山の流鏝馬 平成になって再開され、氏子の楽しみとなっている。(撮影：吉川祐子)



17. 浅岡の七十五膳 牛の舌餅ともいう。
(撮影：吉川祐子)



18. 芝の七十五膳 筒状に固められている。
(撮影：吉川祐子)

芝の八幡神社では、浅岡の牛の舌餅と芝の筒状の飯がセットされたものを七十五膳と呼んでいた。すなわち、筒状の飯の上に牛の舌餅がのり、さらに大豆の豆殻をのせたものだった。いつの頃まで続いたのかは不明だが、平成初期の調査では記憶のある氏子がいた。

明治以降の梅山の祭礼記録には「熨斗餅」とか「引熨斗」、そして「突出米」(筒状の飯に使う米)があがる。「七十五膳」という名称は聞かないが芝のように2種類を組み立てたであろう。梅山では筒状飯の撤供後の行方は不明だが、熨斗餅は明治時代から全氏子に下げられていた。しかし、昭和44年(1969)からは饅頭になり、古い神饌は昭和43年で終わっていた。

なお、芝の七十五膳にある高盛飯は梅山のオウサマの高盛飯に共通しよう。そもそも神人共食の神饌だったにちがいない、オウサマの存在理由が不明になって神格化されると高盛飯も意味不明になってしまったようだ。

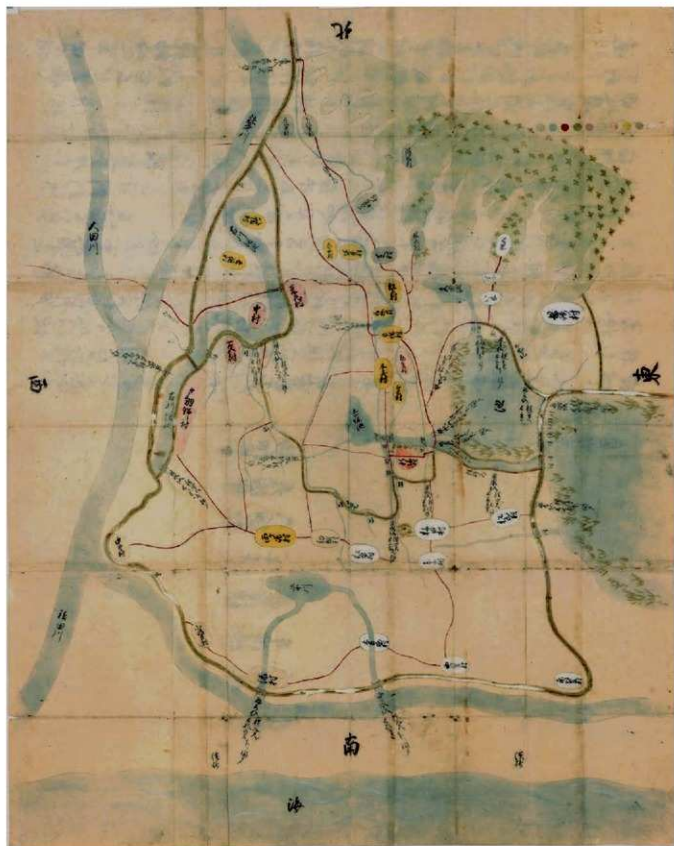
19. 芝（旧上浅羽村）の八幡神社に勢揃いしたネリ
(撮影：吉川祐子)



20. 浅岡（旧西浅羽村）の八幡神社もネリで楽しむ
(撮影：吉川祐子)

21. 王御前神社（旧東浅羽村）に集合のネリ
(撮影：吉川祐子)





22. 浅羽三社の流鏝馬祭り伝承地の近世絵図（『貞享三年（1686）浅羽庄水除堤相論裁許状絵図』袋井市指定文化財）

例言

一、本書は、袋井市教育委員会が平成二五から二八年度に実施した、袋井市南部（旧浅羽町）に所在する梅山の八幡神社、浅岡の八幡神社、芝の八幡神社及び松原の王御前神社での行事調査報告書として刊行するものである。

二、調査対象とした行事の概要

- (1) 名称 浅羽三社八幡の流鏑馬祭り
- (2) 伝承地 静岡県袋井市松原・梅山・浅岡・浅羽（旧浅羽町）
- (3) 祭日 十月第二日曜日
- 神社 松原 王御前神社
梅山 八幡神社
浅岡 八幡神社

- (4) 由来伝承 芝 八幡神社

『浅羽町史』民俗編第6章第2節に「鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮の流鏑馬を、長禄年間（一四五七―一六〇）に、平民氏（現豊住）の井浪氏と松原村の松下氏が持つてきたといわれるこの行事を、人びとはウマトビと呼んで親しんできた。しかし、太平洋戦争で馬が徴用にあい、また祭りに必要な物資も事欠くようになって中止され、戦後も長い間気持ちはあっても復活できずにきた」と記され、平成二年（一九九〇）から梅山地区の住民により四六年ぶりに再開した行事である。

三、調査の概要

袋井市では、平成二年から再び行われるようになった梅山八幡神社の

流鏑馬について、市指定文化財候補物件として行事に関わる文献資料や用具の残存状況と、戦前の行事と現行の行事の継続性の確認を中心に、平成二五年十月から文化財保護審議会委員（当時）の吉川祐子氏に調査を依頼した。平成二七年度には静岡県内で民俗行事の映像記録作成等の実績を有する株式会社クラフト（代表取締役山田三郎、静岡市駿河区曲金五・十一・二七）に委託して、行事調査及び浅羽地区に残る流鏑馬用具実測図化調査を実施した。引き続き平成二八年度においても吉川氏には、関係者への聞き取りを含め追加調査を実施していただいた。

四、本書は吉川氏が袋井市教育委員会へ提出した、平成二五年度から平成二八年度の調査成果である「浅羽三社八幡の流鏑馬祭り」報告を編集したものである。

五、調査は、民俗学の立場から実施し、宗教行為は割愛している。

六、年号は日本の元号を用い、必要に応じて西暦を（ ）で示した。

七、掲載した写真は、原則的に調査担当の吉川氏が撮影したものと浅羽町史編纂時に収集・撮影されたものを使用し、図は樋口潤一氏（武蔵野美術大学非常勤講師）が作成したものを使用した。

八、本書の執筆と編集は吉川氏が行った。

九、本書作成に係る事務手続きは、袋井市教育委員会が行った。

十、調査及び報告書作成にあたって梅山第1・2自治会、浅羽第1・4自治会、浅岡上自治会、松原第1・2自治会、梅山・浅岡・芝の各八幡神社

と王御前神社の宮司及び神社總代の方々、梅山八幡神社の稚児流鎗馬保
会存会の方々、調査年において乗り子及びオウサマ役をになつた方々と
ご家族には格別の御協力をいただいた。また、次の諸機関、個人にご教
示、ご指導をいただいた。

浅羽秀一、浅羽一芳、柴田稔、柴田孝、原利秋、前嶋さとし、前島孝
司、松下功、松井光昭、松井康、井浪義夫、岡本廣、岡本正彦、大塚
勝一、前島孝司、古池利雄、山本一男、浅羽浩、岡本正人、大石正男、
氏本陽、氏本偉武士、太田芳春、江川良明、渥美高文、安井雅彦、荒
井伸喜、古池明久、岡本春成、原田教司、西尾恒男、諸井幸男
知多市歴史民俗博物館、静岡市教育委員会、磐田市教育委員会、掛川
市教育委員会、湖西市教育委員会、富士宮市教育委員会、鎌倉市教育
委員会、

ほか大勢の市民の皆様にご協力いただいた。(敬称略・順不同)

目次

口絵
例言
目次

(一) 浅羽三社八幡の流鏑馬祭り……………1

一、祭りの実態……………1

はじめに……………1

1、現行の祭り……………2

① 王御前神社の祭り……………2

② 梅山の八幡神社祭り……………2

松下家の神事……………2

梅山の八幡神社例大祭……………3

③ 浅岡の八幡神社例大祭……………4

④ 芝の八幡神社例大祭……………5

2、戦前のウマトビ……………6

① 松原のマトウ経験者……………6

② 浅岡のオウサマとマトウ経験者……………10

③ 芝のオウサマ経験者……………12

④ 豊住の井浪家の馬遊び……………13

⑤ 印象深い弓取りと衣装……………13

⑥ 明治の祭礼記録……………15

二、祭りの諸道具……………16

1、馬具一式……………16

① 鞍の馬(台)……………16

② 朱塗りの鞍……………16

③ 黒塗りの鞍……………17

④ 鎧……………17

⑤ 轡、面繫つき……………17

⑥ 泥障……………17

⑦ 尻繫……………17

2、弓具一式……………17

① 弓……………17

② 矢……………20

③ 簾……………20

3、的と冠……………20

① 的……………20

② 乗子子の冠……………20

三、神事用具……………20

1、ビンザラ……………20

① 芝のビンザラ……………20

② 浅岡のビンザラ……………20

③ 梅山のビンザラ……………21

2、用途不明のビンザラ……………21

四、調査結果……………21

凡例……………23

資料1 撰録渡庄目録（九條家文書） 嘉元三年（一三〇五）…24

資料2 公儀入用での堤垾修復に関する嘆願書

元禄二年（一六九九）…25

資料3 梅田村八幡宮祭礼の役割 延享年間（一七四四～四八）…26

資料4 八幡宮棟札および勧進願主 文化元年（一八〇四）…26

資料5 明治初期神社由来調査 明治初期…27

資料6 八幡宮祭礼馬乗入用帳 明治四年（一八七一）…28

資料7 梅田村祭日変更 明治六年（一八七三）…30

資料8 明治期郷村雑社調 明治一年（一八七八）…30

資料9 明治年中梅山八幡宮并春日大明神 明治一五～二八年…40

資料10 八幡社大祭諸入費帳 明治三年（一八九〇）…44

資料11 大正六年郷社八幡神社祭典諸入費帳 大正六年（一九一七）…45

資料12 昭和十年郷社八幡神社祭典諸入費帳

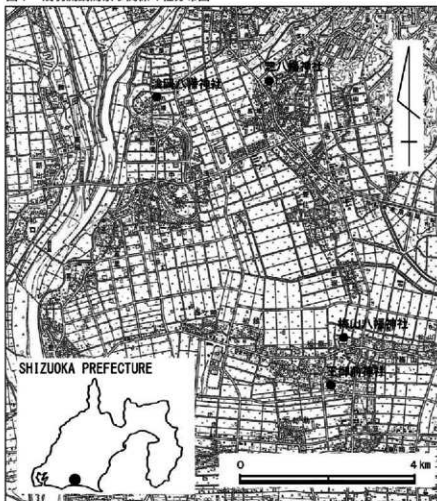
昭和一〇年（一九三五）…47

資料13 浅岡八幡神社調査票（八幡村分） 昭和六三年（一九八八）…49

資料14 浅岡八幡神社調査票（米丸村分） 昭和六三年（一九八八）…50

(一) 浅羽三社八幡の流鏑馬祭り

図1 浅羽流鏑馬祭り関係4社分布図



袋井市誕生

袋井市は旧袋井市と旧磐田郡浅羽町が平成一七年（二〇〇五）四月一日に合併してきた新しい行政である。

(一) 浅羽三社八幡の流鏑馬祭り

一、祭りの実態

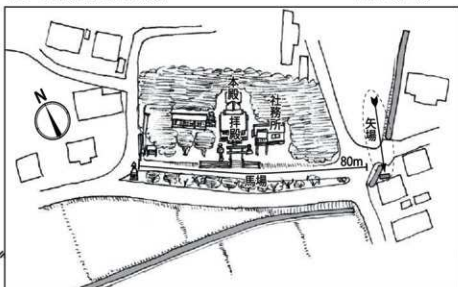
はじめに

旧浅羽町（袋井市南部地区）には、昭和一八年（一九四三）まで田園地帯の多くの地区が参加する日送りの祭りがあつた。当時の人々はこれをウマトビ（馬が走るの意）と呼んだ。

このウマトビで有名だった祭りを、ここでは「浅羽三社八幡の流鏑馬祭り」と総称する。これは四日間にわたつて行われた。はじめは一〇月（旧八月）一四日の松原の王御前神社での清め祭である。ついで、一五日の旧東浅羽村を代表する梅山の八幡神社（以下「梅山八幡神社」と記す）、一六日は旧西浅羽村を代表する浅岡（八幡）の八幡神社（以下「浅岡八幡神社」と記す）、一七日は旧上浅羽村を代表する芝（馬場）の八幡神社（以下「芝八幡神社」と記す）である。各神社の祭礼は個々に独立しているが、ウマトビはこの祭礼参加の村々が一同となつて移動して行うもので、記憶ある氏子にとっては昭和前期の最大の娯楽だった。

ところが、第二次世界大戦で、どの村も物資不足、人手不足となり、旧来通りの祭りの続行は難しくなつた。この伝統あるウマトビも中止せざるを得なくなり、昭和一八年（一九四三）が最後となつた。戦後、祭礼は復活したが馬の時代ではなくなり、その調達は難しく、ウマトビの復活には至らなかった。しかも、生業の変化により平日の祭りは困難になつてきた。また、ウマトビがない祭りに日送りは意味がなく、昭和四七年以降は祭日が同一日になり、土・日曜日を利用する祭りになった。そして、平成四年（一九九二）に梅山で有志が流鏑馬を再開させた。これを契機

図2 王御前神社境内と馬場



※王御前神社境内と馬場

馬場は西側の鳥居の辺りから東側にある公園の辺りまでだった。馬は西から東に向かって走る。長さは約八〇メートル。現在公園になっている辺りに矢場があった。

に浅岡や芝も再開してみたが続かなかった。現在、梅山が唯一戦前を思い出す祭りを実施している。ここではもうすっかり忘れてしまった戦前のウマトビを、その経験者に思い出していただき再現する。まず、現行の祭りを扱い、次に戦前のウマトビの様子を記録する。

1、現行の祭り

まず、現在どのように祭りが行われているのかを確認する。

① 王御前神社の祭り（平成二十七年（二〇一五）一月一日）

王御前神社は松原に鎮座する。当社では「祭り始めの神事」がある。これには、梅山のオウサマ（王様）一人と乗り子の少年四人、豊住の井浪家、松原の松下家と松井家二軒、そのほか梅山の流鏑馬関係者が参列する。なお、井浪家・松下家・松井家は、浅羽三社の祭りに関しては歴史的に重要な家柄である。

拝殿（南向き）では、向かって左側に東向きに神主二人、その後ろにオウサマ（後述）が座す。

正面に向かって前列左側に東から井浪家・松下家・松井家が並び、後ろに「ま」の法被を着た松原の人々が座す。前列右側に氏子総代、その後ろに梅山の乗り子とその世話人、その後ろに浦安舞の子どもが座す。ただし、この神事では舞わない。玉串奉奠は、宮司・神主総代二人・井浪家・松下家・松井家二人・乗り子四人とその世話人一人が行った。境内に屋台が集合して囃子の奉納がある。祭り始めの神事が終わると王御前神社の祭りの神事が始まる。流鏑馬関係者は退出するが、井浪家・松下家・松井家は残っていた。神事が終わると大量の餅投げがある。また、煮物の振る舞いもある。この振る舞いは昔からの習慣だという。

② 梅山の八幡神社祭り（平成二十七年一月二日）

松下家の神事

梅山では、松下家の神事から祭りは始まる。当家では床の間に祭壇を設ける。中央に天照大神・向かって右に八幡大神・左に春日大神の三社託宣型（託宣は書かれていない）の掛け軸が掛けられる。その前には竹で毎年作る棚が設けられ、三方が二つ置かれる。いっぽうには稲穂と神酒、もういっぽうには柿・洗米・野菜（生薑・里芋・人参・大根・蓮根）が供えられる。土器二枚も置かれる。直径三〇センチ程の浅い曲物の鉢もある。鉢には米三升が入り、その上に矢羽根二本と天照大神の神符がのせられている（図3「松下家の神棚」）。

松井家は、松下家によって来ると水で清めて縁側から座敷に入る。座敷の中央には膳が一つ据えられて



梅山八幡神社の御旅所祭 廻り松の根元には田の土が
壟固められる。氏子に伝わらない神事ゆゑ隠されている。

※馬の表記について

祭りに登場する馬の役名は、江戸時代の記録では「流鎧馬」「從陸走」、明治・大正の祭礼帳では「馬頭」「十六馬、昭和の祭礼帳ほかの記録では「馬頭」「十六頭」など一定しない。しかも、「馬頭・十六馬・十六頭」の読みも不明である。伝承ではマトウ、ジュウロクソウという。そこで、本報告では漢字表記が必要な場合を除き、マトウとジュウロクソウに表記を統一する。

は祭りの時だけの松の暗れ姿である。いわれは不明だが、馬場削りの決して忘れてはならない重要な仕事である。

渡御では、松井家が米の鉢を持って神輿の前につき、松道家は神輿の鈴の帯を持つ（以前は弓だった）。氏子総代はビンザラ（図11「浅羽三社八幡のビンザラ」）を持つ。廻り松をまわって神輿を松の下に北向きに安置すると、酒・水と団子（昔は黍餅だった。米粉を水で溶いた生の餅である）を供え、参加者が直会の酒を飲む。神輿が境内に戻ると餅投げがあつて境内での祭りは終わる。夜は屋台が活躍する。

流鎧馬は平成四年（一九九二）に再開した。乗り子はマトウ（馬頭）とジュウロクソウ（從陸走・十六頭・十六馬）が二人ずつ選出される。乗馬の順番は、一番マトウ・二番ジュウロクソウ・三番マトウ・四番ジュウロクソウである。マトウは黒い袴を着、ジュウロクソウは美しい色の振袖を着る。乗り子は手作りの紙の冠を被る。マトウは背中にうろこ（矢の入れ物）を背負うがジュウロクソウは背負わない。現在は乗り子全員が的射ちをするが、本来矢を射つのはマトウだけなのでジュウロクソウにはうろこはない。

乗り子は自宅で衣装を着て東山集会所に集まり、乗馬して一人ずつ町内披露をする。四人とも同様に行う。流鎧馬は、まず馬を馬場の東はずれまで歩ませ（図5「梅山八幡神社の馬場と廻り松」）、戻つてくると一人ずつ三ヶ所の的に矢を次々に当てるといふ方法で行われる。的はずで馬場に立てられている。四人とも同じように繰り返して、終わると徒歩で神輿の渡御に参加する。

江戸時代から記録に残る流鎧馬だが、再開後は近世方式でも近代方式でもなく、いわば平成方式で実施されている。昭和一八年までは表3「近世と近代の流鎧馬比較」のように、江戸時代からの伝統に近い形で行われていた。

③ 浅岡の八幡神社例大祭（平成二七年一〇月一日）

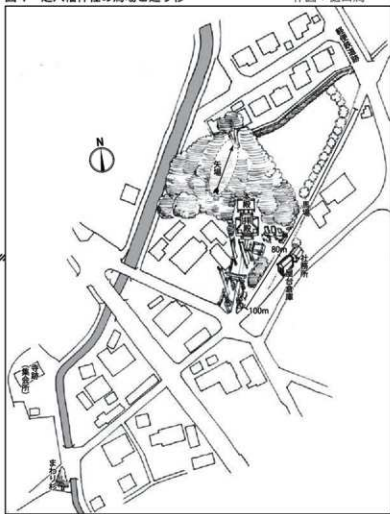
浅岡八幡神社では、まずはじめに出席者の紹介がある。おもな出席者は、宮司・瀬川（芝の瀬川・流鎧馬神事貢献者（井浪家）・浅岡諏訪神社総代会会長・浅岡下自治会長・浅岡上自治会長・浅岡祭り青年頭取である。終わると祭典が始まる。神前に向かって左側に宮司・瀬川・総代会会長・総代、右側に井浪家ほかが並ぶ。祭典は、「一同着席・開式の辞・修祓・宮司一拝・御開扉・献饌・祝詞奏上・玉串奉奠・浦安舞奉納・撤饌・御閉扉・宮司一拝」と通常通りで終わる。神饌には「牛の舌餅」という伝統的なものがある。これは梗と糯の混合餅だが今では糯だけで作る。店で餅を焼いてもらい、当番が長楕円形に形成する。いったんはなくなったが復活させた。浅羽三社八幡のどこにもあつた神饌が続いているのは浅岡だけである。最後に井浪家の挨拶がある。境内には餅まきを持って氏子が集まっているが、調査年は雨で境内が

※芝八幡神社の馬場と廻り杉

芝の馬場は境内の南側にあった。現在は道路として使われている。長さは約八〇メートル。かつて軽便鉄道の線路があった辺りから西に向かって境内のはずれまでが馬場になる。矢は南に向かって射られた。

図4 芝八幡神社の馬場と廻り杉

作図：樋口潤一



横須賀囃子調で踊る・撤饌・出御祭」と進み、「廻り杉」へ渡御してお旅所祭、そして神社に戻り還御祭、最後の直会で終わる。

外の舞台は古いものではない。以前は屋台小屋を舞台としていたが雨が降ると使えない。そこで舞台を別に造って拝殿の前に設置するようにした。掛川市の横須賀囃子の近隣への普及がこのような形で現れている。なお、屋台は明治以降の祭り文化で決して古くはないようだ（浅羽町史「民俗編」）。

祭典参加者は、神前に向かって左側に東向きに宮司・瀬宜・オウサマ・オウサマの父・流鏑馬四人・流鏑馬の後ろに井浪家・ネンヤ（伝統ある古い瀬宜家）である。流鏑馬は平成になっていったん復活させたが長続きしなかった。その再開以降、少年に衣装を着せて参列させている。神饌には通常の神饌に加え、枝つき柿（ひと枝に実が七つ）がある。これが古くからの神饌である。玉串奉奠は、宮司・瀬宜・井浪家、ネンヤ・一般参加者・祭り組（青年）・流鏑馬・浦安舞だった。

ぬかるんでいたため「馬場でやる」という。馬場とは神社前の道路で、そもそも馬場は道路と兼用だった（図6「浅羽三社境内と馬場」）。なお、浅岡に神輿の渡御はない。昭和十九年（一九四四）の東南海地震で大破し、以後は神輿のない祭りが続いている。

④ 芝の八幡神社例大祭（平成二十七年一〇月一日）

旧馬場村鎮座の八幡神社は旧柴村（現在は「芝」と表記する）の神社だったようだ。この地区は、江戸初期には馬場村と柴村に分かれていたが、中世には同一村で柴村だったとみられる。所在地が馬場村のために昭和時代には「馬場の八幡さん」が呼び名だったが、最近では「芝の八幡さん」が一般的になっている。芝のオウサマに世襲制はない。父親とともに小学生の男児が務める。神社に到着すると神主と神酒を開き、玉串奉奠をする。オウサマの前には、葉つき里芋・葉つき南蛮・葉つき茄子・葉つき生姜が、生け花のように鉢に生けられて置かれる。

祭典は、「着席・献詞・祓い・宮司一拝・御開扉・献饌・玉串奉奠・浦安舞奉納・ひよっこ踊り奉納（外の舞台を使う）。



再開した梅山の流鏝馬 なつかしい祭りが再開し、氏子の誇りとなっている。



芝八幡神社のマトウ 流鏝馬はないが、衣装を着けて参加する。

神輿は「廻り杉」まで渡御する。オウサマは父親と拝殿を守り渡御には参加しない。行列の順序は、天狗・四神（青龍・朱雀・白虎・玄武）・奉納の幟・ビンザザラ（裃・流鏝馬の乗り子（四人、弓を持つ）・浦安舞・弓（二人）矢・弓（二人）黒・黒一色の裃を着た井浪家とネンヤ）・神輿（八人）・神輿台・唐櫃（裃・御孤・太鼓（裃）・矢（配布用）である。行列は「廻り杉」を一周すると、杉の下に神社に向かって神輿を据え、神輿を供えて代表者が玉串奉奠をする。神輿は酒・水と茶餅である。

芝では氏子に七十五膳という神輿を配る。筒状に固めた飯である。きつかり七五になるように柵目を入れた専用の器ができていて、祭り当番の男衆が形成する。もちろん神輿で、宵宮から神前に供えて翌日配る。『浅羽町史』（民俗編）には、稲と稗を半々くらいの分量で蒸して筒状にし、この筒の上に牛の舌餅をのせ、さらにその上に大豆のひと莢をのせたものが七十五膳だとある。現在の七十五膳は随分と省略形である。古いものを続けるのは大変で、浅岡では伝統的な神輿は牛の舌餅だけになった。梅山は明治期の梅山自治会の祭礼記録（表一）に「突出米」とあるのが筒状の七十五膳だが、昭和四四年（一九六九）から饅頭に変わり、古い神輿の姿が不明になった。

なお、平成二七年（二〇一五）からオウサマと流鏝馬役をマイコガエシ（舞い子還し）するようになった。青年の申し出だという。舞い子還しは周智郡森町の天宮神社の祭りの習慣である。祭り囃子は横須賀、舞い子還しは森町と、近隣の文化を取り入れて祭りはどんどん変化していく。

2、戦前のウマトビ

現在、「流鏝馬」と称して行っているが、いわゆる馬を飛ばして矢を射る武士の流鏝馬ではない。子どもにはそんな芸当はできない。的が矢先に近づく的射ちである。しかし、戦前の人々にとって「的射ち」の印象より強かったのがウマトビだったのである。その様子を経験者は次のように語る。

① 松原のマトウ経験者

語り手は昭和七年（一九三二）生まれのAさんで、昭和一四年に七歳でマトウを経験した。次のようである。祭りはウマトビといい、今のように流鏝馬とはいわなかった。馬には七つぐらいの時に乗った。通常は六年生か高等一年が乗るのだが、籤が当たって乗るはずだった兄が麻疹になり代理で乗ることになった。太平洋戦争直前のいい時代だった。その後、舎弟（弟）も乗った。

松原では希望の子どもが籤を引く。もちろん、親の了解を得てのことで、籤引き会場の公会堂には磐田市豊浜の呉服屋が来て控えていた。乗り子が決定すると家までついて来て早速衣装の相談となる。作った

(一) 浅羽三社八幡の流鏝馬祭り

表1 梅山自治会の祭礼記録(抜粋)

年月日	引鬘斗	オウサマ	ピンザラ	神 饌			引鬘斗分与	資料名
	馬頭/十六馬		酒/引鬘斗	煎斗餅	白粉米	突出米		
明治7年 (1874)	—	王様入用/王様かしき	—	○	—	御供米	—	郷社大祭入用 記帳 梅田村
明治13年 (1880)	—	13日より15 日迄王様かしき	—	○	○	—	—	八幡宮大祭諸 費取調帳 梅 山村
明治19年 (1886)	105枚/75枚	—	—	○	○	—	—	八幡神社大祭 諸入費記 梅 山村世話係
明治23年 (1890)	105枚/75枚	—	1升/一人につき 9枚	○	白粉米	御供物	〈惣代用〉松 原(15枚)・ 初越(以下10 枚)・西ヶ崎・ 太郎助・一色・ 末永・新堀	八幡社大祭諸 入費帳 祭事 係
大正6年 (1917)	105枚/75枚	丸むすび1 個	7合/3人分27枚	○	白粉米	御供物	松原・梅山・ 新堀・初越・ 西ヶ崎・太郎 助・末永・一 色合計401枚	郷社八幡神社 祭典諸入費帳 世話人
昭和10年 (1935)	105枚/75枚 3頭分役割に 付、酒7合代 金で給す	丸むすび1 個	7合/15枚ずつ3 人分 浅名より くる	○	神興井 当	御供米	松原・梅山・ 新堀・初越・ 西ヶ崎・太郎 助・末永・一 色合計402枚	郷社八幡神社 祭典諸入費帳 祭事係
昭和20年 (1945)	(旧煎斗例式 105枚/75 枚)	丸むすび1 個	5合(本年は代金 で)/一人10 枚、3人分	○	神興井 当	○	松原・梅山・ 新堀・初越・ 西ヶ崎・太郎 助・末永・一 色合計404枚	郷社八幡宮神 社祭典費収支 明細帳 祭事 係
昭和21年 (1946)	—	丸むすび1 個	5合/3人分30枚	○	不明	○	不明	八幡神社祭典 費収支明細帳 祭事係
昭和39年 (1964)	—	丸むすび1 個	5合/30枚3人分 芝の人	○	不明	○	不明	八幡神社祭典 明細帳 祭事 係
昭和44年 (1969)	(旧煎斗例式 105枚/75 枚)	米、5組の 饅頭	酒代500円/供物 10個入、3人分 井浪義夫	—	神興用	饅頭	395戸分の饅 頭、王様用5 組	八幡神社祭典 費明細帳 祭 事係
平成2年 (1990)	—	蒸しご飯、 餅の代わりに 饅頭、野菜	—	菓子	米粉を ねった 団子	(饅頭)	—	秋の大祭 梅 山

※従井市教育委員会所蔵祭礼資料のうち、変化のあった年を中心に取り上げた。



梅山八幡神社の流鏝馬の乗り子 再開させた流鏝馬は衣装のみ役割が伝わり、実際は平等に務めている。



梅山八幡神社のオウサマ 世襲で守ってきた重要な役割である。

ウマトビは境内の馬場で行う。三頭・三頭・四頭とグループになり、三回繰り返す。つまり、三頭が縦に並んで跳ぶと歩いて戻って来て、次の三頭が同じように跳ぶ。三頭が戻って来て次の四頭が跳ぶ。これを三回繰り返すのである。馬の口取りは馬主と隣家の足の速い人をお願いした。馬の左右に長い手綱をつけ二人で馬を引くのである。走りはじめは短く持ち、馬がスピードを上げると次第に伸ばして調節した。こうしないと転んでしまう。王御前神社では西(鳥居がある)から東へ向かって跳んだ(図2「王御前神社境内と馬場」)。子どもは落ちないように鞍に縛られていた。

翌日から本格的にウマトビが始まる。それぞれの神社に着くと、境内で昼飯・輪廻り・ウマトビ・弓取

があったのでそこでお蔵いをした。一〇頭とも個人個人で潔斎をし、揃って水神様へいった記憶はない(この一三日の記憶は一日の勘違いかもしれないが、聞き取り通りに記しておく)。

一四日は、王御前神社で乗り子のための神事がある。三社から衣装を着けた乗り子やオウサマが集まる。王御前神社に着くとまず昼飯を食べ、神事があり、ウマトビを楽しんで夕飯を食べて帰る。隣家もご馳走になる。なお、ほかの神社では神事の最中に馬が社の周りを廻るが、王御前神社では廻らない。乗り子のための神事だからだ。

乗り子の家をエシヨ(宿)という。エシヨになると隣家や親戚が集まって祭りのご馳走を作る。馬主が六日間ほど泊まるので叔母たちは泊まり込みだった。料理はお宮へも持って行き、これを食べながらウマトビを楽しむ。松原の王御前神社、梅山八幡神社、浅岡八幡神社、芝八幡神社と、毎日ご馳走を持ってついていた。神社に着くと昼飯を食べ、夕飯も食べて帰った。どの神社も夕飯まで食べてから帰った。終わると暗くなったもんだ。ご馳走はすべて乗り子の家の負担で、買う材料もあつたが自家製の野菜も使って寿司を作った。寿司は掘りと稲荷寿司、海苔巻だ。掘りには地先でとれるアジやサバを使った。

一三日に、馬に乗って海に祓いに行くというのが実際には海には行かない。王御前神社の西の方に水神様があつたのでそこでお蔵いをした。一〇頭とも個人個人で潔斎をし、揃って水神様へいった記憶はない(この一三日の記憶は一日の勘違いかもしれないが、聞き取り通りに記しておく)。

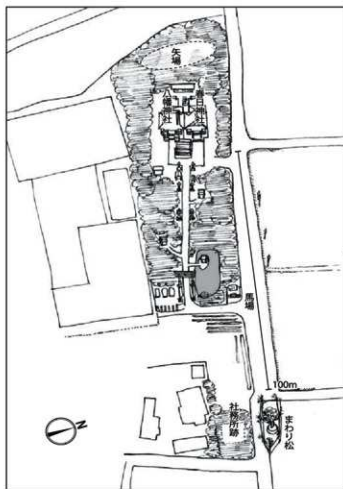
一四日は、王御前神社で乗り子のための神事がある。三社から衣装を着けた乗り子やオウサマが集まる。王御前神社に着くとまず昼飯を食べ、神事があり、ウマトビを楽しんで夕飯を食べて帰る。隣家もご馳走になる。なお、ほかの神社では神事の最中に馬が社の周りを廻るが、王御前神社では廻らない。乗り子のための神事だからだ。

ウマトビは境内の馬場で行う。三頭・三頭・四頭とグループになり、三回繰り返す。つまり、三頭が縦に並んで跳ぶと歩いて戻って来て、次の三頭が同じように跳ぶ。三頭が戻って来て次の四頭が跳ぶ。これを三回繰り返すのである。馬の口取りは馬主と隣家の足の速い人をお願いした。馬の左右に長い手綱をつけ二人で馬を引くのである。走りはじめは短く持ち、馬がスピードを上げると次第に伸ばして調節した。こうしないと転んでしまう。王御前神社では西(鳥居がある)から東へ向かって跳んだ(図2「王御前神社境内と馬場」)。子どもは落ちないように鞍に縛られていた。

翌日から本格的にウマトビが始まる。それぞれの神社に着くと、境内で昼飯・輪廻り・ウマトビ・弓取

図5 梅山八幡神社の馬場と廻り松

作図：樋口潤一



※梅山八幡神社の馬場と廻り松

梅山の馬場は神社の社に沿って北側にある。長さは約一〇〇メートル（昔はもっと西に伸びていたという記憶もある）。梅山では西から東に向かって馬が走る。矢は北向きに射られる。

り・的射ち・夕飯と過ごした。馬は神社の社の中に繋ぐ。二本の木の間を馬を置いて、両方の手柄を左右の木に縛り付け、馬が動かないようにして人參や枝豆などのご馳走を与えた。その後ろの方で人々は食べたり飲んだりしていた。これが祭りの昼食だった。お宮で祝詞を上げている最中、一〇頭の馬は社殿の周りを右廻りに廻る。乗り子は乗らずに足袋探足で馬について歩いた。神事が終わると再び馬に乗せられて落ちないように縛り付けられた。

次にウマトビといひ一〇頭全部が跳ぶ。三頭・三頭・四頭と縦一列に並んで跳ぶ。王御前神社と同じである。梅山は「廻り松」まで（こままでが馬場）、浅岡は大杉まで（こままでが馬場）、芝は境内の馬場を跳んだ。跳ぶといひてもマトウは歩き、ジュウロクソウは往復跳ぶ。どれも乗り子が乗っている。これを三回繰り返す。ご馳走を食べながらこれを見物するのが祭りの楽しみだった。馬が跳ぶとお宮に転がっている松かきを馬に投げつけて得ず人もいた。みんな酔っぱらっていたので馬をからかった。すると馬が暴れる。芝では驚いた馬が軽便鉄道（神社の裏に線路があった）にぶつかって死んでしまったことがある。初越の人が乗っていた馬なので、初越の寺の入口に馬頭観音を祭って供養している。これは自分が乗るより前の話だ。ウマトビの後にはジュウロクソウは仕事がないので社務所に入る。馬主や近所の人も一緒にエシヨのご馳走になる。これが夕食になる。

次は「弓取り」である。乗り子がマトウ（「的射ち」の意か）をしように弓を構えたと始まる。若い衆が団体になって馬の周りを廻り始め、三周目で弓を取る。取りやすい馬から弓を取って社務所に立てこもる。取った弓は少しだけ外に出して社務所の柱に縛り付ける。取り戻しに来る者は、これを引き抜こうとするがなかなか引き抜けない。「馬を持って来い。持ってきた返す」などと若い衆が社務所の戸を叩いて大騒ぎをする。取り戻しは、マトウ五頭全員（乗り子・馬主・隣家）で臨む。ようやく決着がつくとマトウはジュウロクソウを接待して「弓取り」は終わる。弓は大人用の大きい弓で、矢は射たないで的に当てるだけだった。人々は魔除けになるといつて的ではなく矢をほしがって群がった。現在の梅山では的を奪い合うがこれは間違いだ。



浅岡八幡神社の注連掛け 出来上がった注連縄を皆でかける。1年間使う大事な注連縄である。



浅岡八幡神社の馬場削り「馬場削り」とは準備を意味する語彙である。皆で注連縄作りをする。

自分のときは磐田の岡田から馬を借りた。馬を飼っている家の情報を聞いて頼みにいく。祭りが終わると色の衣装を着て馬に乗り、ゆつくりと歩ませて岡田まで返しにいった。付き添ってくれたのは兄だった。帰りはバスで帰ってきた。舎弟のときは幸浦から借りた。同じようにして返しにいった。よそも同じかどうかは知らない。

梅山にはオウサマを出す家が五軒ある。毎年交替で出す。子どもとは限らない。オウサマは白い着物を着る。神社のお守りというか、神輿が出ても座っていなければならない役だ。

祭りの最中、神社の杜を矢場として弓道の愛好家が金的を競っていた。終戦前は、王御前神社をはじめすべての神社でこの光景が見られた（各社の境内図参照）。

以上がAさん七歳の時の経験談である。八〇年近く前の経験にもかかわらず、幾分混乱はあるとはいえ記憶は鮮明で、はつきりと語ってくださった。

② 浅岡のオウサマとマトウ経験者

語り手はオウサマ経験者のBさん昭和九年（一九三四）生まれ、マトウ経験者のCさん昭和一〇年（一九三五）生まれで、二人は昭和一八年の終戦前最後のウマトビの経験者である。また、兄がマトウだったという妹のDさん昭和七年（一九三二）生まれも同席した。次のようである。

祭りをウマトブとかウマトビといった。流鏝馬などと呼ぶ人はいなかった。なんといっても、馬が跳ぶのが印象的だった。普段の生活で馬を見ることはなかったのに馬を見るのが楽しみだった。今は矢を配る（芝）が、ウマトビがあった頃は矢を配るようなことはなかった。マトウ（「的射ち」の意か）より「弓取り」の方が楽しい。見ている衆はそうだった。

オウサマと乗り子は籤引きで決める。浅岡では祭りの前に集会所に親たちが集まり籤を引いた。籤が当たると衣装や布団の用意をする。布団は鞍に置く布団で、赤い模様のきれいな布団が印象に残る。オウサマは氏神だけの役目だが、ほかは三社の祭りに参加する。

今はお宮の掃除というのが、祭りのための境内の掃除は「馬場削り」と呼んできた。しかし、馬場は舗装されて道路になり、馬場だったことを知る村人は少なくなつた（図6「浅岡八幡神社境内と馬場」）。戦前には馬場削りの日に煮物を振る舞う人もいた。Dさんの祖父も振る舞ったが、今は人数が多くなつてそのようなこともない。祭りのご馳走というのはとくになく、里芋や菰粥の煮物だった。

オウサマは烏帽子を被って白装束（袴）だった。ネンヤ（綱直屋）で着替えて馬で神社へ行き、神社では建物の周りを一周してから馬から下りた。はつきりとは覚えていないが、「地に足をつけるな」という

図6 浅岡八幡神社境内と馬場

作図：樋口潤一



※浅岡八幡神社境内と馬場

浅岡の馬場は神社前にあった。長さは約二〇メートル。馬場は現在は道路となり昔の面影はない。東側から西側の大杉までが馬場で馬は西向きに走った。

ようなことをいわれた覚えはない。馬から下りてからは拝殿にいたが、神饌のようなものがあつたことも覚えていない。オウサマは留守居だということも聞いた覚えはない。

ジュウロクソウの衣装は色つきの袴だった。いやいやジュウロクソウも黒だ。手作りの冠も被った。赤い紐が付いていてかわいかった(ジュウロクソウの衣装については意見が分かれた)。馬に乗ってお宮に入り、お宮を廻った。

昭和十五年(一九四〇)に兄(昭和五年生まれ)がマトウをやった時には自宅で衣装を着けた。羽織を着た。色はピンクや黄色などいろいろだった。赤い紐がついた冠も被った。自宅から馬に乗って移動した。鞍の上には厚いふかふかの布団を置く。乗ると、落ちないようにベツトウ(馬の口取り)が三か所くらい体を鞍に縛り付けた。

ベツトウは地元にはいない。ベツトウが馬を引いてきたが、ベツトウの馬なのかどうかはわからない。自分が知っているベツトウは磐田市二之宮の豊屋だった。口取りは一頭につき二人だ。一週間くらいマトウの子どもの家に泊まり込んだ。そのために、マトウの家では大工に頼んで納屋にマセンボウを造ってもらって馬を置いた。馬の世話にはベツトウがした。飼い葉は持つて来たのか浅羽で用意したのか、馬の世話は大人のすることだから記憶がない。ベツトウには毎晩大ご馳走をした。

一四日に王御前神社に行ったが海に行つた覚えはない。馬から下りられない(乗り子は縛り付けられている)から水に入ることにはなかつたはずだ。

浅岡の自分は二番馬だった。一番馬は芝の人だった。「弓取り」の始まる前に、馬は神社の鳥居より東側から北を向いて五メートルほどの間隔で一列に並ぶ。馬は六頭だった。昭和十八年、馬一〇頭の調達は難しかったのだろう。一番馬が一番西側で六番馬まで順次東方へ並ぶ(神社がかわると並び順が変わる。浅岡でやるから浅岡が一番になるとは限らない。自分は一番にならないかった)。すると、浅岡の若い衆が肩を組んで大騒ぎをしながら鳥居から出て来て一番馬から馬の周りを廻り始める。「弓取り」である。大騒ぎをしているので馬がおびえる。驚いた六番馬が田んぼに落ちて川へ洗いにいったこともあった。六番馬まで一頭ずつ廻ると、同じように一頭ずつ廻りながら戻る。自分の馬の周りを廻る時には、マトウは弓を取られないように両手で弓を持ちあげている。弓は子ども用の半弓だったと思う。

一番馬まで戻ると若い衆は一番馬の弓を奪い、社務所に立てこもる。酒を飲んでいて賑やかだ。



芝八幡神社のオウサマ親子 芝では昔から父親と二人で務める大事な役柄である。

社務所の板戸は少し開いていた。その隙間から弓を差し出すが、掴める程長くない。ベットウが何度も奪還に挑戦するがなかなか取り返せない。中の若い衆に酒を差し入れるたびに、外に出す弓の長さは少しずつ長くなり、最後はベットウが奪い取る。一番馬の弓なので一番馬のベットウがこの役をする。この間、社務所の前には見物人が大勢集まって賑わす。ベットウは弓を奪い返すと神社の方へ走っていった。これでお祭りは終わらだ。的に当てるのは「弓取り」より先だったと思う。しつかり覚えていない。

「的射ち」と「弓取り」のどちらが先かはつきり思い出せないが、東から西に向かって馬が跳び的を射た。的は南側にあった。射落とすのではなく的が矢に近づいてきた。当てるまねごとだけで射なかった。

③ 芝のオウサマ経験者

語り手はEさん大正一五年(一九二六)生まれで、昭和七、八年ころオウサマを経験した。次のようである。祭りはウマトビという。芝の八幡さんには神社のある馬場(ばんば)からオウサマを出すことになっていた。世襲ではないが選出は馬場と定まっていた。オウサマは幼稚園から小学校一、二年くらいの男子で、なるべく長男とされたが、現在は地区にも長男にもこだわらない。長男だった頃は、オウサマも乗り子も村の常設委員(村の役員)が希望者を募り、希望者が多いと籤引きで決めた。

松原の王御前神社へはオウサマもいく。「禊をする」というがお祓いを受けただけだった。松原ではご馳走してくれたのでミシロ(延)を敷いて食べた。王御前神社には衣装を着けていかなかったと思う。はつきりしないが三人ともそうだと思う。交通手段も覚えていない。

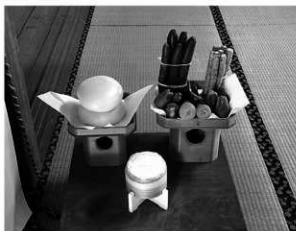
一七日の芝の八幡さんの祭りは午後からなので、昼食を食べってから芝の祇園神社へ行く。ここで支度をしてマトウの一番馬に乗せられ、父は二番馬に乗って八幡様に移動した。終わってからは歩いて直接自宅に戻った。オウサマは白装束で烏帽子を被る。昔は装束は自前だったが大変だというので村で作った。戦前から村の衣装で、自分も村の衣装を借りた。マトウは真っ黒い袴だった。ジュウロクソウは袴ではなく黒い着物だったと思う。布団はだんだんきれいな色になった。

オウサマの役割は、神輿が「廻り杉」まで渡御する間の留守番だといわれる。父と一緒に拝殿に並んで座っていた。マトウは馬で渡御した。

ジュウロクソウ五頭はお宮の周りを三周くらいした。拝殿と本殿の周囲を廻るのだ。神事の始まる前にやった。お清めのような感じだった。マトウはやらない。馬は全部で一〇頭で、馬場を三周くらい跳んだ。往路は跳び、復路はとことこ歩いて戻った。「弓射ち」をやってから「弓取り」(順番ははつきりしない)になる。若い衆が、マトウが乗っている馬の周りをスクラムを組んで廻る。弓は大人用だった。長かった



芝のオウサマの座 芝のオウサマには野菜の鉢植えが用意される。



梅山のオウサマの座 梅山ではオウサマに神饌のような物が用意される。古い祭礼帳では飯のみである。

のを覚えていた。弓を取ると社務所に持ち込んでこもる。馬方が弓を取り戻しにいく。馬主(馬方)はよそ者だが清めを受けているので参加できる。

昭和十八年(一九四三)に青年団だったのが最後のウマトビを祭り青年として経験した。社務所で青年団が音を出すと馬が暴れる。これが楽しみだった。「弓取り」が終わると馬主や乗子に「ご馳走する。牛の舌餅も出し、厚いの薄いなのといふあつた」。

④ 豊住の井浪家の馬選び

井浪家は浅羽三社八幡の流鏑馬の祭りに歴史的に深く関わってきた家である。現当主の明治二〇年代生まれの祖母の話によると、祭りが近づくと馬を持つている近隣の人々が当家に大勢集まった。祭りに出場希望の馬主たちである。祭り参加は名譽なこととして近隣にも知られたウマトビだったのである。その馬を当主が一頭ずつ吟味した。文化四年(一八〇七)の「八幡社祭礼に関する覚書」(「浅羽町史」資料編二)によると、馬の肌色は「アヲサキ(青)・ヘニクリケ(赤)・コウシクリケ(黄)・シロ(白)・クロ(黒)」と定めがあった。これに近い馬を選んだのだらう。選定に漏れるとがっかりして帰ったという。当家では芋や苧蓐を煮てこの人々に振る舞った。

江戸時代から馬に関する責任は井浪家が担ってきた。これが明治以降も続いていたのである。井浪家の屋敷内に牛頭天王社が祭られている。豊住に住むイチモン(一門)の神様として毎年七月一三、一四日には祭りが行われる。馬の選定はこの牛頭天王社の前で行われた。当時は屋敷の表に社があった。

⑤ 印象深い弓取りと衣装

戦後七〇年以上経つのに、氏子の記憶がはっきりしていて驚きを隠せなかった。話の筋が通らない部分はあるが、これ以上の内容を要求するのは酷である。最も錯綜していた語り手の記憶は「弓取り」と「的射ち」の順序だった。ついで衣装に混乱があった。それにしても、「浅羽三社と流鏑馬神事」を越える資料はないと思っていたが、記録漏れはあるものである。

「弓取り」と「的射ち」の混乱は、ウマトビのクライマックスが「弓取り」だと当時の人々に認識されていたから起こった混乱であろう。弓を取った者と取られた者の攻防戦が人々を興奮させた。この記憶は今回の聞き取りでも鮮明だった。「浅羽三社と流鏑馬神事」でも、最も説明を割いているのは「弓取り」で「的射ち」は埋もれてしまっている。つまり、「的射ち」は「的割」の中で説明し独立した項を立てていないのである。本書は昭和四十七年に書かれたもので、戦前の様子をリアルに語る人々からの情報であり、筆者自身の記憶であつたろうが、すでに「的射ち」は強く印象に残っていないからである。ところ

※梅山の流鏑馬復活

梅山の祭礼会計帳で確認すると、明治一九年（一八八六）の「八幡神社大祭通入費記 梅山村世話係」に、明治以降ようやく「マトウ製斗餅一〇五枚」、「ジウロクソウ製斗餅七五枚」が出る（表一「梅山自治会の祭礼記録（抜粋）」参照。明治新政府の改革で中断していた流鏑馬が復興できたのは、明治一九年だったのである。



初越の馬頭観音 祭りで犠牲になった馬の霊を祭るという馬頭観音で、初越の墓地の入口にある。

が昭和三年（一九五七）の『浅羽風土記』（原田和著）の「弓取り」説明はあつさりしていて喧嘩だった「弓取り」のリアル感はない。時が経つほど楽しかった思い出は増幅するのである。

衣装は、『浅羽風土記』には「^{めいろう}的馬とジウウロソウ一番は黒紋付の裃着用、他は袴のみで、派手な色の振袖を着、稚児姿で、鞍の上には大きな鏡蒲団を重ねる」とあり、『浅羽三社と流鏑馬神事』には「^{めいろう}的馬五頭とじゅうろつそー一番（六番馬）迄は黒紋付の裃着用、頭には飾り輪をかむり手甲きやんに身をかためる。じゅうろつそー二番（七番馬）以下は派手な色合模様の振袖と色袴、稚児姿である」とある。しかし、『明治年中梅山八幡宮并春日大明神』（資料9）には、「^{めいろう}的馬五頭騎馬着服上下（袴）、腹ヲ負ヒ弓ヲ携、徒陸走馬五頭騎者、一人總領馬ト称スルモノ着服上下（袴）其式左、如シ」とあり、大正五年（一九一六）の「当社伝来祭式調書」（『流鏑馬資料集』）にも「^{めいろう}的馬五頭 騎射着服袴 かぶと形被り 手甲ヲ着ケ腹ヲ負ヒ弓ヲ持 徒陸走五頭 騎馬一人總領馬ト称スルモノ袴 其外袴ノミ」とあつて色指定はない。一番から六番までが袴、七番以降は袴の基本スタイルは同じだが、色指定の記述は昭和時代の記録だけである。松原の経験者は黒い袴と色物の着物と二セット用意し、神社によって着分けていたと証言した。これはおそらく当地の流鏑馬調査史上初めての証言である。したがって、松原のマトウ経験者の「浅岡では色物を着た」という証言と、浅岡の女性親族の「マトウは羽織を着た。色はいろいろだった」という証言に矛盾はなく、記憶が混乱していたわけでもなかった。そして、浅岡の「ジウウロクソウの衣装は色つきの袴だった。いやいやジウウロクソウも黒だった」の記憶も正しかった。ジウウロクソウの一番（全体の六番）はほかのジウウロクソウとちがつて黒い袴を着る。ジウウロクソウの衣装も二種類あったのである。ただし、一人で二セットの始まりは不明である。

明治一七年（一八八四）の「三社八幡宮祭典取極書」（『浅羽町史』資料編三）によると「乗り子の衣類は木綿にせよ。馬掛け蒲団も木綿蒲団と花氈（毛氈）それぞれ一枚にせよ」と決められている。ほかには酒の量、馬の借り料などの規定もある。この頃、明治維新以降中断していた流鏑馬が復活したとみられ（多くの神社で明治前期には付け祭りの中断があった）、衣装が贅沢にならないよう取り決めがされたのである。つまり、祭りに贅沢をする傾向は近世晩期にはすでに始まっていたのである。

芝の昭和初期のオウサマ経験者は「戦前から村の衣装で自分も村の衣装を借りた」と証言した。芝では比較的早くから村共有の衣装になった。個人で用意する松原や浅岡とはここで大きな差が生まれる。村の衣装になったときから、芝は「マトウとジウウロクソウ一番だけが黒、ほかは色物」が固定化したのである。芝が村の共有衣装にしたのは、衣装に贅を尽くす傾向が強くなったからにちがいない。古式を守るた

(一) 浅羽三社八幡の流鏝馬祭り



豊住の鞍 鞍の切付の内部に「天保10年」の記録が残る。



豊住の鞍の台 安政三年の記録がある。神事の鞍は農民でも所持できたようである。

めには村が衣装を用意するしかない。そのような判断があつたと想像される。ただ、芝の衣装が古式だという判定も難しい。近世資料には衣装の色まで丁寧な説明はない。明治以降流鏝馬を復活させるにあたつては人々の記憶で衣装を準備し、その時点で衣装の基準を定めたのであろう。二セツト作るようになって、松原のマトウ経験者が「梅山と芝では黒い袴だ」と記憶していたのは、その基準が芝や梅山の色使ひだったからではないだろうか。これは衣装の色に関わる問題だけでなく、三社の祭り成立に関わる示唆に富んだ重要な記憶である。それは、浅岡参加がほか二社より遅れていたことであり、流鏝馬衣装は近世の衣類文化で、衣装からの判断では祭りの成立は近世までしかさかのぼれないことである。

一般的に、個性を発揮しようとする意欲は新規参入の若い村ほど強く、歴史が古い村ほど古式を守ろうとする。この特徴は当地の場合は神饌にも現れている。「廻り杉」での古式神饌を守つて案餅を続けている芝、米粉団子に変えてしまった梅山がそれである。そこで芝が古そうにみえるが、梅山には「廻り松」の田の土の飾りが残り、芝にはそれがない。明らかに梅山方式が古い、芝にないのは芝の廻り杉の周りは早くから宅地化され、田の土の確保が困難になつたからであろう。明治になり神田を失つたのも理由の一つと考えられる。つまり、当地の祭りの歴史について拙速に結論は出せないのである。しかし、歴史を検討する材料は目を凝らすと三社のどこに残っている。先に取り上げた神饌も意味不明になつてはいるが、ウサマも、庄園時代の祭りを検討する格好の材料であることは確かである。

⑥ 明治の祭礼記録

梅山の明治初期からの祭礼会計帳が一年も途切れることなく残つていて平成二年(一九九〇)までの記録が袋井市に寄贈されている。明治七年(一八七四)「郷社大祭入用記帳 梅田村」、明治十三年「八幡宮大祭諸費取調帳 梅山村」、明治二十三年「八幡宮大祭諸入費帳 祭事係」、平成二年(一九九〇)「秋の大祭 梅山」などである。会計帳なので出費を見れば祭礼の内容はわかるが、当時の人々がどのように祭りを呼称し、親しんでいたのかまでは伝わらない。明治七年以降の会計帳の表書きは正式な祭礼名なのである。ところが、明治四年「八幡宮祭礼馬乗入用帳」(資料6)では「馬乗」と祭りの呼称が書かれる。明治四年は、世襲神主が廃止になったり、本社建物以外が土地になったり(太政官布告)と、何かと混乱があつたときで、これを境に祭りが変わることになる。さかのぼって、一色には文政四年(一八二二)「祭礼馬入用寛帳」(浅羽町史「資料編二」という会計帳が残り、天保二年(一八四一)や文久三年(一八六三)の「祭礼馬番番色附込帳」(浅羽町史「資料編二」)もある。江戸時代は「祭礼馬」と呼ばれていたことがわかる。

表2 保存の馬具一式

馬具名	個数
鞍の馬(台)	1個
鞍	4具(朱1、黒3)
鍔(あぶみ)	4具
轡(くつわ)面繫(おもがひ)つき	3具
泥障(あおり)	1セット
尻繫(しりがひ)	2本

このように、明治四年までは「祭礼馬」や「馬乗」が祭りの呼称だった。もちろん近世資料には「流鏑馬」語彙が使われるが、これは馬に関するもので祭礼名としては使われていない(『浅羽町史』資料編二)。しかも、先にあげた文化四年「八幡社祭礼に関する覚書」でわかるように、当地の流鏑馬は武士の行う武芸の流鏑馬ではなく祭礼のヤブサメである。呼称がまちまちなのはこのためであろう。そして、この呼称が昭和前期のウマトビへと続いた。ところが、平成の再開以降は「流鏑馬」を用い、戦前人々が親しんだウマトビを使わなかった。戦前を知る人々にとっては再開は親しみを覚えるものではなかったようだ。

二、祭りの諸道具

1、馬具一式(図9)

実測した馬具は、袋井市が保管している馬具である。

① 鞍の馬(台)

次のように書かれ、安政三年の作である。赤い朱塗りの鞍がのせられていた。この鞍と台が同時に作られたものかどうかは不明である。

安政三年辰

八月吉日 造之

平民村

大工善次郎

② 朱塗りの鞍 一具

鞍の紋は向かって左から、二引の七曜・五七の桐・亀甲に花角・丸に二つ引き・亀甲に花角である。寄贈者の家紋であろうが、その寄贈者は不明。『浅羽町史』(通史編)には浅岡の馬具だとある。鞍の切付部分の内側には次のようにあった。

尾州名古屋

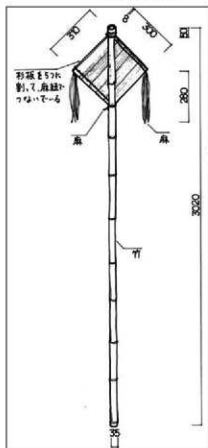
京町通諸町

安田屋 惣右衛門 仕入

巳天保十年亥十二月十七日

図8 梅山八幡神社の現行の的

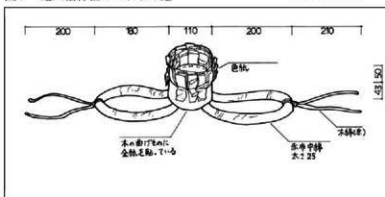
作図：樋口潤一



- 泥障は馬の両脇に付ける泥よけである。二枚セットで残っていた。模様は「丸に三つ引」紋である。
- ⑦ 尻繫 二本
馬の尾の飾りで、飾りの部分はなく紐の部分だけ残る。
2. 弓具一式 (図10)
- ① 弓 梅山八幡神社の一張りは今現在使用されている新しいものである。浅岡八幡神社の二張りは、拝殿に保管されていた。

図7 芝八幡神社のマトウの冠

作図：樋口潤一



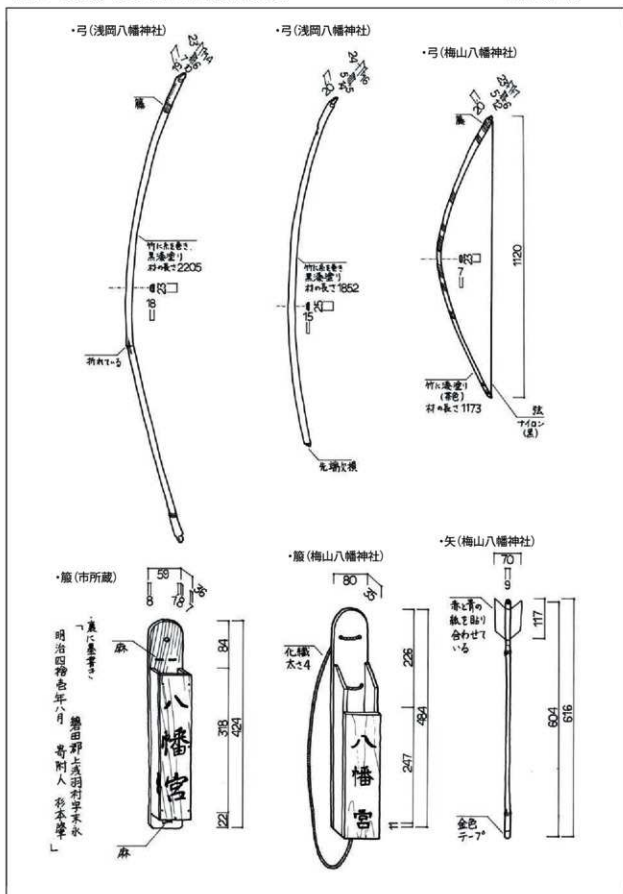
- 尾州名古屋京町通口
安田屋惣 〇〇〇仕入
大極上々
切付
- 天保十年(一八三九)に名古屋の業者から仕入れたようだ。鞍を作った職人は不明である。
- ③ 黒塗りの鞍 三具
保管状態が悪く、革の部分の破損がひどい。実測はしなかった。
- I 黒漆で無地。前輪の家紋は「片喰」で、螺鈿のようにみえる。
- II 黒漆で柄がある。前輪の家紋は「丸に違い鷹の羽」。
- III 黒漆で無地。前輪の家紋は「西尾飾松」のように見えるが飾の部分の色が抜けていて判断不能。西尾家から拝領した鞍があると言いつたされており、この家紋がたしかに「西尾飾松」であればこの伝承は確かなものである。
- ④ 鉤 四具
馬の左右に掛けて乗り子の足をのせる部分で鉄製である。一点は外黒漆で踏込の内朱漆が残っているが、ほか二点は漆が取れて錆びている。
- ⑤ 轡 面繫つき 三具
馬の口に嚙ませる鉄の輪で、面繫はこの轡を固定させるものである。
- ⑥ 泥障 一セット

作図：樋口潤一

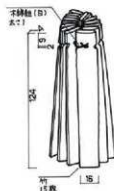


図 10 弓矢と籠 (梅山八幡神社所有は現行のもの)

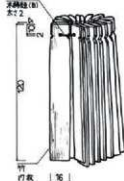
作図：樋口潤一



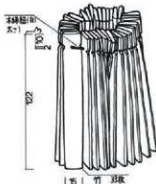
・ピンザラ（梅山八幡神社）



・ピンザラ（浅岡八幡神社）



・ピンザラ 2 種（芝八幡神社）



芝は紫色の袱紗に包まれた紙の箱があり、その表に「拍板、芝八幡神社」と書かれていた。袱紗は金色の刺繍で社紋が縫い取られていて立派である。箱にはいかにも古色な金罌の袋が入っていた。この袋の中から木筒形の竹片を束ねたもの二種類が出てきた。一つは最近のもの、あとの一つは渋が掛けられているらしく黒く、しかも古そうな束である。古い竹束の枚数は三三枚、新しい竹束は三三枚だった。三三枚のうち一枚はほかより長く、束の先頭の目印と思われる。しかも束ねている麻紐には遊びがある。新しい竹束には遊びもなく紐も細い。あきらかに古い竹束は使用されていたものである。しかも、芝の保管具合はほか二社よりあつさりしている。

② 浅岡のピンザラ

② 矢 梅山八幡神社が現在使用する矢。一点
③ 簾 矢を入れて背負う。 三点

袋井市が保管する一点、「明治四拾元年八月 磐田郡上浅羽村字末永 寄附人 杉本肇」とある。このほか、梅山八幡神社が現在使用する一点、浅岡八幡宮で使用しているもの一点がある。

3、的と冠（図8・7）

① 的（現梅山八幡稚児流鎧馬保存会使用）
② 乗り子の冠（芝八幡神社使用）

芝八幡神社では流鎧馬は実施していないが、子どもに衣装を着せて徒歩で渡御に参加させている。

三、神事用具

1、ピンザラ（図11）

ピンザラまたはピンザハラは、各社が所有している。次のようなものである。

① 芝のピンザハラ

(一) 浅羽三社八幡の流鏑馬祭り

表3 近世と近代の流鏑馬比較

	文化4年(1807)	大正5年(1916)
馬場見せ	10頭が3回ずつ馳走、的馬は禰宜家で饗応される	10頭が5回ずつ馳走
的馬馳走	—なし—	的馬が馳走、のち神官宅で饗応される
輪廻り	從陸掃が引き馬で社殿の周り5周	從陸掃が社殿の周り7周、足袋裸足で
役馬	泥太夫が從陸掃に乗って馳走。2番2回、3番3回、1番・4番・5番2回。禰宜家で饗応される	從陸掃が馳走後、神官宅で饗応される
神輿供奉	流鏑馬が渡御に供奉する	的馬が渡御に供奉する
弓弦打	弓弦を3度打つ	—なし—
弓取り	流鏑馬の2・3・4番の馬から弓を1本取るが、毎日取る弓は変わる。取り返すのは1・2・3・4番馬。從陸掃を流鏑馬が饗応する	的馬1番馬の弓が取られる。取る人は注連縄を腰に巻く。1〜4番が取り返しにいく。從陸掃を的馬が饗応する
的割り	弓が返ると泥太夫が的割りをする。合的がある	的持ちが適当な間隔に立つ。合的がない。1〜5
的射ち	1番馬の平民が的を射つ	番馬がそれぞれの的を射つ
役馬	はじめの役馬と同じ	5頭が馳走
資料	「八幡社祭礼に関する覚書」(『浅羽町史』資料編二)	「当社伝来祭式調書」(『流鏑馬資料集』)

浅岡は「拍板 昭和四十八年十月吉日 八幡八幡神社」と書かれた紙の箱に入っていた。この箱にビンザラを包んだ紫の袱紗が入る。袱紗の裏側には「八幡八幡神社用」と書かれている。その中に更に白い布で社紋がアップリケされた紫色の袱紗があり、この中から黄色い袋が現れ、和紙、そしてガーゼに包まれたビンザラが出てきた。竹片一七枚の束がしつかり束ねられているが、糸は細い。やはり使用感はない。

③ 梅山のビンザラ

梅山は化繊の紫色の風呂敷の中から紫の袱紗が出てきた。袱紗には社紋が白く染め抜かれている。その中に黄色い袋があり、ガーゼに包まれ、さらに和紙に包まれてビンザラがあった。竹片一五枚が束になっていた。緩めに束ねられているが糸は細く、使用するためのものではない。

2、用途不明のビンザラ

ビンザラは「三つに分けてそれぞれが持つようにした」と言い伝えられてきたが、「三つに分けた」という意味は不明だった。今回の調査で、これは新しく作って三つに分けたことがわかった。それぞれはいわゆるレブリカを持ち合ったのであり、オリジナルは芝にあった。そのレブリカ作成は昭和四十八年(一九七三)で、祭日が統一された翌年である。必需品のためにレブリカが作られたのだが、実はその役割や使用法は伝わっていない。元の所有者でありビンザラの使い手であったはずの井浪家でさえも何も伝えていない。現在は、神輿渡御の必需品として総代が持つて渡御に参列するだけである。

ところが、これを楽器の拍板とする理解が昭和時代に始まり、田楽躍があつたとまで分析されて氏子の混乱を引き起こしてきた。確かに形状は拍板に近いが、当地のビンザラは神具であり、あえていえば拍板の祖型である。この理解には比較資料を用いての分析が必要だが、紙面の都合もあり分析は別誌にゆずる。

四、調査結果

袋井市指定の文化財候補物件の対象として、梅山で平成四年に復興させた「流鏑馬」を検討した。その結果復興ではなく「再開」であることがわかった。復興は元あつた姿に戻すことだが、現在行われている流鏑馬は、表3「近世と近代の流鏑馬比較」でわかるように、新たな方法での現在の祭りであった。

ところが、神事の内容は荘園時代からの伝統を引き継ぐとみられるほど古く、「田の神祭り」の様相を呈していた。神輿も古態が部分的に残っており、こちらが復興されれば荘園の古式神事として、東海道



浅岡八幡神社の七十五膳 伝統ある神饌である。しばらく絶えていたが復活させた。牛の舌餅ともいう。



芝八幡神社の七十五膳 飯を筒状に固める。牛の舌餅とセットだったと伝わる。氏子に配られる。

五十三次の袋井宿より古い歴史がクローズアップされることになる。だが、当地の流鏝馬衣装はそれほど古くはない。前述したように、袴や振袖は近世の衣類文化で荘園時代のものではないのである。古式神事とみられる部分は、「田の神祭り」要素と「古式神饌」である。

「田の神祭り」の要素は、神輿渡御の目的地的廻り松（あるいは杉）にある。渡御の目的地は、本社や祭神に由緒のある場所が選ばれるのが通常である。当地においてこれは田の神を迎える場所であった。神輿は松の周りを廻ってはじめて据えられる。しかも、梅山ではその松の根元は田の土で塗固められる。つまり、これは田の神を迎える装置で、樹木の周りを廻るのは神霊を宿らせるためであり、荘園時代に欠かさない田の神祭りの姿である。荘園時代からの伝統と推定されるオウサマの存在も特色のひとつだが、文政四年（一八二二）「祭礼馬入用覚帳」そのほかの祭礼会計帳には「おふ」と表記され、「おふはいおひ役」がお供する。「おふ」は文化四年（一八〇七）の「八幡社祭礼之事」では「王」だが、いずれもその役目は不明で、神輿以前の古式神事が含まれる可能性のみがクローズアップされる。

「古式神饌」は、御旅所での案餅（生餅）、そして本社の七十五膳である。案餅は、元は牛の舌餅のような形状であつたろうと推定されるが、現在では形状より生餅であることが重要な要素となっており、形状は伝わっていない。当地の七十五膳は独特の形状だが完全な形で残っている神社はない。「芝の八幡神社例大祭」は、前述したように、かろうじて芝の八幡神社の氏子に古い伝承がかつて伝わっていただけである。これは、上の写真の二つがセットされ、なおかつ豆殻が置かれる神饌である。豆殻というより豆そのものだったであろうが、「浅羽町史」調査時の聞き取りでは豆殻であった。

なお、牛の舌餅形（梅山では「熨斗餅」あるいは「引熨斗」といわれた）に豆をのせる神饌は、京都の古い神社（たとえば上賀茂神社や松尾大社）の祭事では今でも行われており、特殊神饌（「神道事典」には、「明治八年（一八七五）に官国幣社以下神社祭式が定められ、神饌も全国的にかなり画一化されたものの、特殊神饌としてその神社独特の神饌を継承しているところも少なくない」とあるが、「特殊」という語彙は現代には相応しくなく、明治八年以前の古式神饌とすべきだと筆者は考える）として大切にされている。その特殊神饌「古式神饌」の伝承はたしかに旧浅羽町の神社にもあったのである。だが、残念ながら完全な形を伝える神社は今はない。「田の神祭り」の形態も存続しているのは梅山八幡だけで、芝八幡は杉の根元に田の土を盛り上げる形式が伝わらない。浅岡では神輿を失い渡御そのものが実施されていない。しかし、浅羽三社八幡が伝えてきた「田の神祭り」は浅羽庄の残影であり、旧浅羽町が田園地帯として発展してきた基の大切な神事である。

(二) 浅羽祭礼関係資料集

凡例

文献資料は、『浅羽町史』資料編二「近世」、『浅羽町史』資料編三「近現代および近世地誌」から転載した。

一 文献資料の収録にあたっては、出来るだけ原資料の体裁を残すことを原則としたが、読解の便も考慮して次のように改めた。

1 漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、原文の漢字で、常用漢字にないものや、人名・地名をはじめ、とくに必要と認めるものについては、そのまま残した。

2 助詞などに慣用的に使われる左記の文字は漢字として残し、小活字を用いて区別した。

者(ハ) 江(エ) 与(ト) 茂(モ) ニ面(ニテ) 而已(ノミ)

3 変体仮名、旧平仮名は原則として現代平仮名に直したが、左の文字は例外的に残した。

ゑ ゐ ハ、(ハバ) ツ、(ツツ)

4 慣用の合字は原則として現代平仮名に直したが、左の文字は例外的に残した。

ち(より) め(しめ)

5 繰り返し記号として、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ヽ」、数字は「〃」を用いた。

6 本文中の抹消部分を明らかにする必要のあるものは、本文中の左側に「ヽ」を付し、右側に訂正部分を小活字で記した。必要ないと認めたものは、訂正部分をそのまま本文とした。

7 印章について、実際に押捺または署記されている場合は、形態により、などで示した。

8 判読不能の欠字箇所は、字数の推定できるものは□□で、不明のものは「」で示し、(欠損)と記した。

9 編集者が文字の異同その他説明として加えた傍注はすべて()をもつて示した。

10 本文には、説点(・) 並列点(・) を加え、原文通りの改行ではなく、おいこみとした。

11 意味不詳の文字、文字や文章の重複、脱字については(ママ)と傍注した。

12 疑問のある文字については(□カ)と傍注した。

13 脱字については(□脱力)と傍注した。

14 数字のための罫字は一字あけ、平出・台頭については二字あけとした。

15 冊子の表紙は「」で示し、右肩に(表紙)と傍注した。

一 収載した資料の末尾に、資料所蔵者、あるいは所蔵機関名を()で示したが、個人所蔵の資料については(個人蔵)と示した。既刊書籍より引用した資料については書籍名を記した。

一 解説を必要と認めた資料については、※をつけて説明を加えた。

資料1 摂籙渡庄目録 (九條家文書)

嘉元三年 (一一〇五)

御摂籙渡庄目六

一、氏院領

山城国

房成朝臣

田原庄 田二丁五段二百步

丹波国

公兼

小原庄 田六町三段五代

頼任朝臣

草山庄 田五町四段十代所当五十石許敷、

豊藤

藤坂庄 田七町九段四十代、所当飯令十六七石敷、

知院事正氏

御厩立庄 田七段 畠六町七段

同

坂田庄 田六段

前藤中納言

菟原庄 田廿五町四十代 畠十二町所当飯令百四五十石敷、

大原野社為二季御神楽料、自前殿御時寄附、当

御代同御寄進之

龜谷庄 田十七町四段 所当四十石許敷

近江国

春日社御寄進地、

儀俄庄 田三十町七段百卅步 畠八十六段

百廿步

政所料所也、

籙田庄 田廿六町二段六十步 所当飯令畠十五町三

四十石許敷、
百廿八步

伊勢国

為納殿料所通景拝領之 後定額

鈴鹿庄 田二十一町二段三百步 畠十二町

二段小

所当飯令四十貫許敷 國弘、但退之
志摩國和具 御贄三度進之

尾張国

東田二十五町三段三百卅步

在雅

玉江庄 中田十六町二段百步
西田七町四段八十步

遠江国

大外記師顯相伝云々

浅羽庄 田百六十九町三段六十步

陸奥国

弁別当経世朝臣

長江庄

紀伊国

武家相伝之云々、但被付道門上人、而不叙用之

問 辭退之、関東進止地云々、

櫛原庄 田四十一町三段六十步

光世、但辭退之、同前櫛原庄也、

石田庄 田九町二百六十步

有間庄 田卅町三段百七十步

清康入道相伝之

日高庄

一方 家國

一方 重綱

元綱相伝云

宮原庄 田十九町六段二百步

播磨国

為御服所料所、定親知行之、

垣岡庄 田廿七町五段

為方

中御門前中納言、其後前藤中納言拝領之、

瀧野庄 田卅八町九段四十五代

同庄内高嶋 贄三度云々、

御隨身久重、但辭退之、以降朝臣給之、

英賀庄 田十五町一段十五代所当飯令卅余石

行長朝臣被召御年貢、後一音院殿

栗賀庄 田卅六町七段所当飯二百余石敷、

弁別当経世朝臣

伊保庄 田廿五町一段卅五代所当飯令五十

余石

備前国

同

鴨律庄

同

羽野庄

備中国

同
真鍋庄

舞人忠有、為法性寺舞装束料所知行之、
生坂庄 田十七町二百四十步 島三町四段
六十步

安芸国

舞人久世、為平等院舞装束料所知行之、
倉橋庄 田廿六町二段四十步
周防国

淨妙寺造營料所、自前殿御時被寄之、当御代同
無子細被寄附之、
濁上庄 田四十三町二段三百四十步 島
十八町七段六十步所当假令二百余石
長門国

舞人久春、為春日御神樂料所被付之、
大野庄 田卅七町三段二百八十步 島
四十三町八段百五十步 所当三十余石
井別当管領也
宿院七名 松丸丸丸 松武名 楠吉名 永安名
乙名・安國名
以下略

(録書通文) 29より)

資料2 公儀入用での堤坎修復に関する嘆願書

元禄二二年二月(二六九九)

「願書」

花房石近様

酒井采女様

鯉川左京様

松平登之助様

菅谷長之助様

米津周防様

長谷川藤兵衛様

万年三左衛門様

青山下野守様

西尾隠岐守様

御地頭様御知行所之内御普請大堤坎大小

用水取坎七艘

悪水吐大坎拾貳艘

内々小坎貳拾三艘長式間

揚樋拾四艘

横四尺

高、貳尺五寸

以大小揚樋共ニ五拾六艘

大堤三里拾八丁

一、遠州山名郡浅羽之庄と申、田地高壹万石

余御座候所、北西引廻し諸井川大田川通り水

囲堤、南、海辺近ク一重堤浪当り、東、横砂湊

入江塩田堤石大廻輪之堤三里拾八丁、先規

方壹万石余、百姓一、二想圍堤坎樋共御入用

被下、修覆仕来得共、満水之節、海之潮も

大分高ク罷成、所々之堤坎崩損、田畑作

毛皆捨り、百姓難儀仕候所、御座候、右之

堤之内用水取悪水吐坎大小五拾六艘御座候、

田畑養仕立申所、御座候事

一、先年本多越前守様御一所御知行之節、年々

御役人衆御廻り御見分之上、惣開悪敷所堤

坎御修覆被成被下候へ共、一年満水大塩之

節堤大分二切損、以樋等も押貫、一万石余

之所六千八百石余皆捨リ罷成、百姓困窮

仕候所、人数御改夫食被下御役人様方御相

談、此分、浅羽惣百姓退転可仕由被仰上、

御知行中五万石余、惣人足横砂町人足御足

輕衆御中間衆御家中共ニ御出、堤坎御修覆

被遊被下之節、御役人様方御意被成候、堤

も小ニ有之候間、一兩年之内、又修覆可致と

被仰候所、御所替被遊之以後、御料私領五

ヶ所様御分地罷成候へ、御代官様御地頭

様御評定も調不申、百姓も分ケ罷成候へ、

談合も調不申上シハ、用水下者悪水と仲間論

仕埒明不申、用水井道も留り、十年以前二井

下六千石余皆目損仕、御上納も罷不成、百姓

難儀仕候ニ付、井元支配市野惣太夫様御

評言申上、御入用ニ山ヲ掘貫井道立、川除

御普請被遊被下候、用水取申候得共、唯今者

又井道悪敷罷成用水も被取不申、百姓難儀仕

候事

一、去寅之年六月之満水ニ戸羽野村と申所之用

水以貫大田川之水押入、六千八百石余之田地

不作仕、苗等無御座時分、百姓夫食も

可仕と存霜神と申ヲ、植付申候へ、又八月

之満水、湊村と申所之用水坎貫水塩押入石

之田地皆捨^リ罷成、百姓困窮仕候得^キ、御料私領五ヶ所之御分地^二罷さへ御評定も調不申、堤^ハ御修覆成兼、田地日損水損^{ニテ}皆捨^リ罷成、百姓難儀仕候所、唯今者、壹万石余之所十ヶ所様^江御分地^ニ罷成候得^キ、用水悪水堤^ハ種御普請難成百姓難儀^ニ奉存^シ候、何れも堤^ハ種御普請方御立合之場所^ニ御座候へ^キ、御役人様方御相談被遊不申日損水損仕候^ハ、御上納も罷不成、六千八百石余之百姓飢死可仕と難儀^ニ奉存候、其上西尾隠岐守様御知行所之儀^者御分地上顧申儀^二無御座候、前々方顧申度奉存候百姓御慈悲^ニ御了簡之上、壹万石余御一所之御支配^ニ被遊御、公儀様御入用^二石之堤^ハ御修覆被遊被下候^ハ、御上納も仕百姓も渡世送申様^ニ奉願候以上

新堀村 平三郎 七郎左衛門
持広村 五左衛門
七郎兵衛 梅田村 半三郎
市場村 八右衛門
左兵衛 東山村
善能寺村 彦右衛門
善右衛門 柴村 松原村
次兵衛 孫四郎
米丸村 平作
元禄十二年 卯之二月五日 三郎兵衛 太郎助村

中村 太郎助
藤作 西同登村
戸羽野村 文左衛門
彦三郎 東同登村
四郎左衛門 助七郎
市郎兵衛
西ヶ崎村 平民村
五郎作 勘太夫
五郎太夫 六郎右衛門
七郎左衛門
(松原個人蔵)

資料3 梅田村八幡宮祭礼の役割

延享年間(一七四四~四八)

(表紙)

「法音庵セガき座一件」付

入用書付

「抜粋

一、八月十五日梅田村八幡宮の御神へい古米方拙者所へ請取来申御宿也、但し毎年村々不残参来候、

但し梅田村八幡氏子中村々神事宿^二、柴村

神主御衆中、八月十五日^ニ八まん御神へい御

くわんじやう被成候而、年番之村々方拙者所

へ御送り御越被成候^ニ付、古米古米之通^ニ請

取置、刻限無相違御宮^五差上申候、但しみこ

しの御さき^ニ持是なり

神事馬のり手宿年番廻^リ、神主衆御宿法音庵、

但し六七度^〇

一、先祖元祖之儀^ハ、浅羽^二二人藤原影次朝臣樽太輔^〇と申、梅田八幡宮左上座有之候^〇

一、老人^ハ平民村^二藤原影光朝臣と申浪太輔

と申、右上座如此申伝へ置候、今世迄も上ノ

村浪太輔下ノ村太郎大夫と人々申伝へ候

一、元祖樽太輔言尋^ニや、当年迄も其印御座候、

此印と申者、八幡宮御祭礼八月十五日^ニ浅羽

村々^二祭礼馬番巡^リ当^リ申候村へ、柴村御

神主内^二御定役宛、当番ノ村宿^ハ御越被成、

此宿^二御神へい御くわんじやう被成、無

自他村々宿々之者^ニ拙者家内迄被念入急度御

届^テ被成、拙者家内三日以前方家^ヲ清め奉請

取、午ノ刻^ニ御宮へ急度奉送り候

※施設鬼座一件に関する書付類が綴じてある

書類集の内、内容は長期にわたり、個々の

記録の正確な年代は不明である。享保一〇年

(一七二五) から延享四年(一七七七) までの

年号がみられる。

(松原個人蔵)

資料4 八幡宮棟札および勸進願主

文化元年(一八〇四)

(表紙)

「八幡御棟札之写

八幡宮^一付為取替書寫

八幡宮祭礼出入済口書

文化八^未年八月写 松下太郎太夫^一

覚

浅羽之庄之内 八幡宮御宮長禄年中貴殿先祖私
先祖兩人^二 勧進願主いたし候条申伝之通相違
無之候為後證如件

藤原景光泥太夫子孫

山名郡平民村

井浪為右衛門郎

文化元子年八月吉日

藤原景家太郎太夫御子孫

同郡松原村

松下孫四郎殿

奉造立棟上遠江国山名郡浅羽之庄内

八幡宮御棟上

願主

御遷宮牛廻 (太良勝景)

八幡宮御棟上末廻 御遷宮牛廻

長禄四年^二 十一月八日御伐以富庄主

神主源知光次良衛門

大工橘宗正太良兵衛

勧進願主 藤原景光泥太夫

藤原景家太良太夫

吉書也

以下略

※この文獻は文化年間に個人の家が自家の資料
を集めたものですべて複写である。棟札の(太
良勝景)は別の棟札写しにはあるが、この文化
年間の写しからは消されていた。消された意圖
は不明だが、後の理解のために記しておく。

(松原個人蔵)

資料5 明治初期神社由来調査

浅羽之庄八幡春日様、此方先祖勧請ト申伝来
書有

人王四十三代元明天皇年号ハ慶雲四^丁未^未当ル
こゝらも相違様也

一、仰人王四十三代御門ハ元明天皇、年号
ハ慶雲四年^丁未^未二当^未、長岡^二次郎三郎兄

弟あり、兄ハ有徳仁^二末社広めんために、
十二三はかりの姫のりうつり夢中なり大相へ

行、其事を国司語き給テ南部八幡春日を請来、
長岡^二勧請有に、長岳ふもとに小山有、是^を

八百万の神達力^ニ一夜^二田埋一社立、東表^ニ
宮建、西松原伐在家建、氏神ト祭、左^ニ依^面

松原村ト号、田一夜^二埋^二宮建左^二依^面梅田号
す、豊岡あし原生田郷たり、豊岡小山生田郷

也

兄豊田左京太郎藤原安臣勝家^(大友)

弟 右京充^(大友) 勝次

御朱印 三拾町 松原ツツ、
春日大明神
八幡大菩薩 南部神社ヲ遷給

明治二^{庚午}秋、梅田村神主達御朱印田地ノ故
障いたし候其節、御宮の由來品、改候付、孫
四郎方^江流鏑馬式の事を前浅羽氏様岡山角左
衛門様の言をもちて神事式法を尋^ニ来る、も
つとも岡山村角左衛門様ト者、前浅羽氏共此
方孫四郎トも縁者也、大切成書物故障の中^江
差出無用心得候共無懺儀^ニ付、先方^二宮氏春
日様八幡勧請由來の書伝參致候伝見仕、此方
流鏑馬書を写取出し候、御宮由來の書、また
なかき候共あらまし書留置、孫四郎子孫末々
迄大切ニ心得へき者也

一、此時前浅羽氏申^ニ者、農家^一、此頃春日様奈羅三笠
山ありと申候^二、其後孫四郎品々^二の書^一見る
に、春日様三笠山勧請^二人王四十八代祢德
天皇の御宇、神護景雲二年^一常陸国かしまよ
りうつす、又人王四十六代孝謙天皇天平勝宝
己元、八幡の神託^二よつて、八幡大菩薩を東
大寺のうちに勧請して奈良八幡トあかむ、左
候得^二、この帝いかに人王四十三代元明天王
慶雲四^丁未^未者年代記神代書を見るに、慶雲^丁
頃^二奈良に^一八幡、八幡春日様もなし、人王
四十六代孝謙天皇御宇八幡を勧請す、四十八
代祢德天皇御宇春日様勧請す、左候得^二、梅

田書^者相違はあり、此方迄伝来書^者写也、本書^者角字也、平人見にくし左^二依^一中泉大庭氏頼ミ写^レ伝来是有、さつするに本書虫喰候而年代相違か又^者うそかさたかならず、凡相違の処も是有ト浅羽氏申候

(松原個人蔵)

資料6 八幡宮祭礼馬乗入用帳

明治四年(一八七二)

(表紙)
明治四年

八幡宮祭礼馬乗入用帳

未 八月吉日

梅田村会所

覚

八月九日

一、草苅 壹折 太吉

代三百文

同

一、同 壹折 吉次

三百文

同

一、同 壹折 六五郎

三百文

同

一、同 壹折 惣右衛門

三百文

同

一、同

一、馬屋根

貳折

六百文

同

一、壹人

九百文

同

一、藁百抱

壹貫文

同

一、縄貳尋

百四十八文

一、同 壹房

七十貳文

一、同 壹房

七十貳文

一、藁四拾束

四百文

一、壹人

九百文

一、壹人

九百文

一、縄六拾ひろ

八十四文

江之端迄

一、木分取

百四十八文

一、同

百四十五文

一、同

百四十八文

一、買物貳折

六百文

一、壹人

九百文

一、壹折

三百文

一、いも壹升

貳百廿四文

一、壹人

九百文

一、壹人

九百文

一、壹折

三百文

一、人參貳本

六十四文

一、はしり十

百廿四文

一、とうふ壹丁

百廿四文

六五郎

吉二

伴蔵

同人

吉治

豆こぎ 榎六

金助

伴蔵

同人

吉治

伴蔵

吉二

伴蔵

(二) 淺羽祭礼関係資料集

一、同壹丁	榮藏
百廿四文	伴藏
一、壹人	
九百文	
一、叁折	吉治
三百文	
一、麻貳拾四文	吉二
一、こんにやく四枚	伴藏
四十八文	
一、はず四本	同人
四十八文	
小	
一、糯五升	同人
貳百四十八文	
一、同 五升	金助
貳百四十八文	
一、同 貳升	吉治
百文	
一、同 壹升	高平治
四十八文	
一、同 五合	幸八
廿四文	
一、大豆三合	伴藏
百六十四文	
一、酒三盃半ふん	同人
壹貫文	
一、酢し七ツ	同人

武百三十式文
一、米三升 平四郎
貳貫七百文
一、同三升 庄十
貳貫七百文
一、同四升五合 〇三郎平
四貫四十八文
一、〇取老取 伴藏
六十四文
十一、十四、十五、十六
一、團蒲貳數 太吉
四貫八百文
一、金壹兩貳朱 〇馬乘礼
釣り五百廿七文受取
一、金壹兩貳朱 〇
馬方諸事礼
一、四百文 〇ふとん
市郎
一、貳百文 〇〇也
庄右衛門
右
差引
金壹兩貳分下
廿四貫六百七十九文
外、四百文
〇為百四拾壹貫五百七拾九文
門卷軒二付

四百文掛リ

一、四百文	源〇
一、同	利平
一、同	久作
一、同	薄十
一、貳百文	吉十
一、四百文	惣右衛門
一、同	伝藏
一、同	長次郎
一、四百文	猶平
一、四百文	彌七
一、同	太次郎
一、同	儀三郎
一、貳百文	おらく
一、四百文	彦太郎
一、同	佐平
一、同	小平
一、同	蔵右衛門
一、同	弥右衛門
一、同	清藏
一、同	喜平次
一、貳百文	善右衛門
一、四百文	幸八
一、四百文	伊左衛門
一、同	今助
一、貳百文	伝重

一、四百文	秀二
一、同	庄十
一、同	綱二
一、同	伴藏
一、同	榮藏
一、同	浅吉
一、同	巳之吉
一、同	儀平
一、同	乙吉
一、同	平七
一、同	留藏
一、同	兼吉
一、同	民藏
一、同	櫛六
一、同	十次郎
一、同	高七
一、同	兵吉
一、同	六五郎
一、同	治郎吉
一、同	勘右衛門
一、同	おつう
一、同	吉二
一、同	留三郎
一、同	宇平
一、同	庄太郎
一、同	平太夫
一、同	市治

一、同	三郎平
一、同	甚七
一、同	市太郎
一、同	八治
一、同	勘太夫
一、同	庄七
一、同	留十
一、同	嘉平
一、同	惣平
一、同	吉郎
一、同	おかと
一、同	御信心門
一、同	式拾三貫六百元
一、同	差引テ
一、同	高潮
一、同	拾七貫九百七拾九文
一、同	外二
一、同	式百人
一、同	文吉
一、同	嘉十
一、同	草かり
一、同	三百文
一、同	（梅山自治会資料 袋井市蔵）
一、同	資料7 梅田村祭日変更
一、同	明治六年（一八七三）
一、同	乍恐以書付奉願上候
一、同	山名郡 梅田村

八幡神社祭日	新暦八月十五日改
春日神社祭日	旧暦九月九日改
右、当村八幡神社春日神社両社祭日義	新暦九月九日奉願上候
前書之通、祭典相行度奉存候間、何卒	
右願上之通被仰付被成下置御構偏奉願上候已上	
明治六年二月廿七日	当村
	組頭 浅羽重治郎
林浜松県令殿	
前書願之通御聞濟之就偏奉願上候以上	
戸長 岡本三郎平	
林浜松県令殿	
（梅山自治会資料 袋井市蔵）	
資料8 明治期郷村雑社調	
明治十一年（一八七八）	
（表紙）	
明治十一年	
郷村雑社調	
第廿一大区九小区	
遠江国山名郡浅名村字郷中鎮座	
雑社	
貴船神社	
斎神	高岡美之神
勸請	年曆不詳
由緒	無御座

境内反別 甘歩
本殿 桁行二尺
梁間一尺二尺
雨負 桁行二尺六尺
梁間一尺六尺
鳥居 高八尺五寸
地間七尺
産子 拾戸
祭日 九月一日
右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵圖
面相添御届申上候也

由緒 無御座
境内反別 三畝九歩
本殿 桁行二間五尺五寸
梁間一間五尺五寸
調進所 桁行二間五尺五寸
梁間一間五尺五寸
産子 六拾戸
祭日 九月十六日
右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵圖
面相添御届申上候也

由緒 無御座
境内反別 壹反貳畝拾歩
本社 桁行八尺
梁間五尺四尺
調進所 桁行三間二尺
梁間九尺五寸
産子 五拾四戸
祭日 十一月七日
右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵圖
面相添御届申上候也

右区祠掌 浅羽八緒御
同祠官 西尾肇御
明治十一年十月
浜松神道事務分局御中

右区祠掌 浅羽八緒御
同祠官 西尾肇御
明治十一年十月
浜松神道事務分局御中

右区祠掌 浅羽八緒御
同祠官 西尾肇御
明治十一年十月
浜松神道事務分局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅名村字郷中坪鎮座

貴船神社絵圖

現境内反別貳拾歩

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡諸井村字王子坪鎮座

八雲神社絵圖

現境内反別三畝九歩

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡諸井村字王子坪鎮座

王子神社絵圖

現境内反別壹反貳畝拾歩

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第十一大区九小区

遠江国山名郡下諸井村字王子坪鎮座

雑社

八雲神社

斎神 須佐之男命

勸請 年月不詳

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡上諸井村字王子坪鎮座

雑社

王子神社

斎神 天忍總耳神

勸請 年曆不詳

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡淺岡村字宮東坪鎮座

村社

八幡宮神社

斎神 息長帶日売命

勸請 品陀和氣命

帶中日子命

勸請 年曆不詳

由緒 無御座

境内反別 二反八畝八步

本殿 桁行二間五寸
梁間一丈二尺

拜殿 桁行二間
梁間一丈二尺

鳥居 高寸壹丈二尺
地間壹丈
中九寸

石灯笼 高九寸

産子 廿戸

祭日 十月三日

境内末社

殿島神社

斎神 市杵島姫命

本殿 桁行壹尺五寸
梁間八寸

勸請 年曆不詳

若宮八幡宮神社

斎神 大雀命

本殿 桁行二尺五寸
梁間一尺九寸

勸請 年曆不詳

磯部社

斎神 不詳

本殿 桁間一尺五寸
梁間一尺二寸五分

勸請 年曆不詳

右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

明治十一年十月

右区祠堂

浅羽八緒御

浜松神道事務分局御中

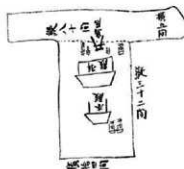
右区祠堂 西尾肇御

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅岡村字宮東坪鎮座

八幡宮神社絵図

現境内反別式反八畝八步



右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅岡村字野添坪鎮座

雑社 諏訪神社

斎神 武御名方之神
八千神之神

勸請 年曆不詳

由緒 無御座

境内反別 廿四步

本殿 桁行壹尺五寸
梁間壹尺一寸

産子 五拾戸

祭日 七月十四日

右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

明治十一年十月

右区祠堂

同祠堂 浅羽八緒御

西尾肇御

浜松神道事務分局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅岡村字野添坪鎮座

諏訪神社絵図

現境内反別廿四步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅岡一色村字天伯下坪鎮座

雑社

津島神社

祭神 素戔鳴命

勸請 年曆不詳

由緒 無御座

境内反別 廿九步

本殿 桁行二尺五寸
梁間一尺二寸

本社雨負 桁行二尺五寸
梁間一尺二寸

鳥居 高サ八尺
地間七尺五寸
産子 二十四戸
祭日 六月十五日
右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

明治十一年十月
右区祠掌 浅羽八緒御
右区祠官 西尾肇御

浜松神道事務局御中

第十一大区九小区

遠江国山名郡浅岡一色村字天伯下坪鎮座

津島神社絵図

現境内反別廿九歩

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅羽村字馬場鎮座

村社

八幡宮神社

息長帯日売命

品陀和氣命

姫大命

末社

春日神社

斎神

武雷神

斎主神

天児屋根命

姫大命

年曆不詳

勧請

無御座

由緒

境内反別 壹反壹畝拾貳歩

境内反別

本殿

梁間五尺六寸

雨覆

梁間三間三寸

拝殿

梁間五間五寸

幣殿

梁間一間

廊下

梁間一間

社務所

梁間一間

鳥居

梁間一間二尺

産子

高サ六尺

祭日

十月四日

境内末社

伊稚皇神社

斎神

不詳

本社

新行老尺五寸
梁間老尺二寸

右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

右区祠掌

浅羽八緒御

同祠官 西尾肇御

浜松神道事務局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅羽村字馬場鎮座

八幡宮神社絵図

現境内反別壹反壹畝廿七歩



右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅羽村字柴坪鎮座

雑社

祇園社

斎神

素戔鳴命

勧請

年曆不詳

由緒

無御座

境内反別

壹畝廿四歩

本殿

梁間四尺六寸

拝殿

梁間三間四寸

鳥居

高サ八尺五寸
地間七尺五寸

産子

八十式戸

祭日

六月十四日

右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

明治十一年

十月

浜松神道事務局御中

右区祠堂

浅羽八緒^御

右区祠堂 西尾肇^御

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅羽村字柴坪鎮座

祇園神社絵図

現境内反別式畝廿四步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅羽村字篠ヶ谷鎮座

白山神社

斎神

菊理姫命

勧請

年曆不詳

由緒

無御座

境内反別

三畝五步

本殿

桁行三尺七寸
梁間三尺七寸

拝殿

桁行九尺
梁間八尺

鳥居

高サ九尺
地間七尺五寸

産子

廿戸

祭日

九月十四日

右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

明治十一年

十月

浜松神道事務局御中

右区祠堂

浅羽八緒^御

同祠堂 西尾肇^御

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅羽村字篠ヶ谷鎮座

白山神社絵図

現境内反別三畝五步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第十一大区九小区

遠江国山名郡浅羽村字若宮鎮座

雑社

若宮神社

斎神

二徳天皇

勧請

年曆不詳

由緒

無御座

境内反別

三畝五步

本殿

桁行一尺二寸五歩
梁間一尺八寸

祭日

八月廿七日

産子

廿戸

右取調前書之通り相違無御座候間別紙絵図面相
添御届申上候也

明治十一年

十月

浜松神道事務局御中

右区祠堂

浅羽八緒^御

同祠堂 西尾肇^御

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅羽村字若宮鎮座

若宮神社絵図

現境内反別畝五步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第十一大区九小区

遠江国山名郡浅羽村字末永鎮座

雑社

天日神社

斎神

保食神

勧請

年曆不詳

由緒

無御座

境内反別

廿三步

本殿

桁行五尺五寸
梁間七尺

鳥居

地間七尺

産子 十八戸
祭日 九月廿日
右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

右区祠掌

明治十一年 浅羽八緒御
十月 同祠官 西尾肇御
浜松神道事務分局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅羽村字末永鎮座

天白神社絵図

現境内反別廿三步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅名村字城山鎮座

雑社

諏訪神社

奇神 健御名方命

勧請 年曆不詳

由緒 無御座

境内反別 壹畝五步

本殿 榎行老尺五寸
榎行老尺五寸

本殿雨負 榎行老尺五寸
堂間九尺

鳥居 高九尺
産子 三拾四戸
祭日 八月廿七日
右取調候処前書之通り相違無御座候間御届申上
候也

右区祠掌

明治十一年 浅羽八緒御
十月 同祠官 西尾肇御
浜松神道事務分局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅名村字城山鎮座

諏訪神社絵図

現境内反別壹畝五步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅名村字八通鎮座

雑社

建速神社

奇神 素戔鳴命

勧請 年曆不詳

由緒 無御座

境内反別 三畝十步

本殿 榎行三尺
堂間一尺五寸

産子 廿戸
祭日 七月八日
右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

右区祠掌

明治十一年十月 浅羽八緒御
同祠官 西尾肇御
浜松神道事務分局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅名村字八通り鎮座

建速神社絵図

現境内三畝拾步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅名村字屋廻り鎮座

雑社

天白神社

奇神 保食神

勧請 年曆不詳

由緒 無御座

境内反別 壹畝二步

本殿 榎行老尺六寸
堂間三尺三寸

産子 三拾三戸

祭日 九月十六日
右取調候処相違無御座候処別紙絵図面相添御座
申上候也

明治十一年 右区祠掌
十月 同祠官 浅羽八緒御
西尾肇御

浜松神道事務局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡浅名村字郷廻る鎮座

天白神社絵図

現境内反別々敵式步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡新堀村字屋敷通り鎮座

神社

神明社

祭神 大日靈貴尊

勸請 年曆不詳

由緒 無御座

境内反別 五步

本殿 桁行二尺三寸五分
梁間一尺二寸五分

本殿雨負 桁行六尺
梁間五尺

燈明所 桁行六尺
梁間五尺

鳥居 地高七八尺
座子 廿四戸

右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御座申上候也

明治十一年 右区祠掌
十月 同祠官 浅羽八緒御
西尾肇御

浜松神道事務局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡新堀村字屋敷通り鎮座

神明神社絵図

現境内反別五步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡梅山村字村前坪鎮座

郷社

八幡宮神社

祭神 帶仲日子命

由緒 勸請 年曆不詳

無御座

由緒 勸請 年曆不詳

境内反別 二反式敵廿九步
本社 桁行九尺九寸
幣殿 桁行二間半
拜殿 桁行二間
燈籠屋 桁行九尺
鳥居 梁間四尺五寸
高々丈三三三
座子 七拾戸

祭日 十月二日

境内末社 住吉社

境内末社

住吉社

表筒男命

中筒男命

底筒男命

祇園社

祭神 須佐之男命

本殿 桁行一尺一寸

祭日 六月十四日

若宮神社

祭神 大雀命

本殿 桁行一尺一寸

稻荷社

祭神 宇加之御魂神

本殿 桁行一尺一寸

境内雜社

春日神社

武雷命

齋神 齋主命

天児屋根命
比咩大神

勸請 年曆不詳

由緒 無御座

本社 齋行九尺五寸
齋行七尺五寸
齋行三間半
齋行九尺
齋行二間二尺

幣殿 齋行三間半
齋行九尺
齋行二間二尺

拝殿 齋行二間二尺

祭日 九月九日

末社

伊都岐島神社

齋神 市寸島姫命
齋行一尺五寸
齋間一尺五寸

金山神社

齋神 金山彦命
齋行一尺五寸
齋間一尺五寸

本社

住吉社

齋神 中島男命
齋行一尺五寸
齋間一尺五寸

本社

右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図

面相添御届申上候也

明治十一年

十月

右区祠官 浅羽八緒御

西尾肇御

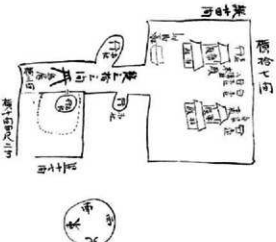
浜松神道事務局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡梅山村字村前坪鎮座

八幡宮神社絵図

現境内反別式反式畝廿九步



右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡梅山村字村前坪鎮座

雑社

大頭龍神社

齋神 素戔嗚命
於吉屋之命

勸請 年曆不詳

由緒 無御座

境内反別 畝廿九步

本殿 齋行四尺
齋間一尺

本社 雨負
齋行九尺
齋間四尺

鳥居 地間七尺

祭日 十月十九日

右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図

相添御届申上候也

明治十一年

十月

右区祠官 浅羽八緒御

西尾肇御

浜松神道事務局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡梅山村字村前坪鎮座

大頭龍神社絵図

現境内反別畝廿九步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡梅山村字北野坪鎮座

雑社

神明宮社

齋神 豐受皇大神

勸請 年月不詳

由緒 無御座

境内反別 畝廿五步

本殿 榑行八尺
梁間六尺
鳥居 高九尺
地間七尺
産子 廿戸
祭日 九月十六日
右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

明治十一年 右区祠掌
十月 浅羽八緒郎
右区祠官 西尾肇郎

浜松神道事務局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡梅山村字北野坪鎮座

神明神社絵図

現境内反別三畝七步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡梅山村字北海戸坪鎮座

雑社

神明宮社

斎神 豊受皇大神

勸請 年曆不詳

由緒 無御座

境内反別 三畝拾三步

本社 榑行五尺八寸
梁間三尺
鳥居 高九尺
地間七尺
産子 廿三戸
祭日 九月十六日
右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

明治十一年 右区祠掌
十月 浅羽八緒郎
全祠官 西尾肇郎

浜松神道事務局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡梅山村字北海戸坪鎮座

神明神社絵図

現境内反別三畝拾七步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡西同笠村字北浦坪鎮座

雑社

寄木神社 不詳

斎神 不詳

勸請 年曆不詳

由緒 無御座

境内反別 三畝拾八步

本殿 榑行八尺
梁間六尺
本殿雨負 榑行七尺
梁間五尺
鳥居 高九尺
地間七尺
産子 百廿戸
祭日 九月三日
右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

明治十一年 右区祠掌
十月 浅羽八緒郎
同祠官 西尾肇郎

浜松神道事務局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡西同笠村字北浦坪鎮座

寄木神社絵図

現境内反別三畝十八步

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡太郎助村疼之脇鎮座

雑社

神明社

斎神 不詳

勸請 年曆不詳

由緒 無御座

境内反別 三畝巻歩

本殿 竪行三尺
梁間二尺

鳥居 竪行八尺五寸
地間七尺五寸

産子 四拾九戸

祭日 九月十六日

右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

右区祠掌

明治十一年

十月

右区祠官

浅羽八緒御
西尾肇御

浜松神道事務局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡太郎助村字疼之脇鎮座

神明神社絵図

現境内反別三畝巻歩

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡松原村字居廻り坪鎮座

雑社 王御前神社

斎神 氣長足姫命

勸請 年曆不詳

由緒 無御座

境内反別 壹反九畝歩

本殿 竪行二尺八寸
梁間一尺八寸

調進所 竪行一間二尺
梁間一間二尺

燈明所 竪行八尺
梁間五尺

鳥居 竪行八尺五寸
地間八尺五寸

産子 百拾八戸

祭日 十月一日

右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

右区祠掌

明治十一年

十月

同祠官

浅羽八緒御
西尾肇御

浜松神道事務局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡松原村字屋廻り鎮座

王御前神社絵図

現境内反別壹反九畝歩



右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡初越村字居廻り鎮座

雑社

熊野神社

斎神 不詳

勸請 年月不詳

由緒 無御座

境内反別 拾歩

本社 竪行二尺五寸
梁間一尺五寸

産子 四拾戸

祭日 九月十五日

右取調候処前書之通り相違無御座候間別紙絵図
面相添御届申上候也

右区祠掌

明治十一年

十月

同祠官

浅羽八緒御
西尾肇御

浜松神道事務局御中

第拾壹大区九小区

遠江国山名郡初越村字居廻り鎮座

熊野神社絵図

現境内反別拾歩

(図面略)

右取調候処相違無御座候也

明治十一年十月

(梅山自治会文書「袋井市蔵」)

資料9 明治年中梅山八幡宮并春日大明神

明治一五、二八年

(表紙)

明治年中事

郷社八幡宮

井

春日大明神

書上拍

松下孫四郎持

静岡県下遠江国山名郡

梅山村

村社

春日社祭神

武雷神

斎主神

天兒屋根神

比咩太神

一、創立年度

慶應四丁末年南部ヨリ鏡座ニ御座候中伝ニテ社書有之候

一、棟札写

式通

天下泰平 国家安全 遠江国山名郡浅羽之庄梅田村奉造立春日御神体御座ニテ 神主浅羽若郎右衛門藤原姓

文禄三年九月氏子中

大工当村住人

天下泰平 国家安全

神主

奉造立春日御神体御座所字 浅羽氏藤原掃部勝明

享保八年卯三月吉日 氏子中 大工当村住人

一、鏡一面 銘津田藤原守藤原家重 重長四合十等村一體ノ寄附 寸法八寸

一、八幡社朱印旧高七拾石ノ内半額則チ三拾五

石ツ、往昔ヨリ々々拝領致来候

一、御戸帳之写

奉寄進戸帳

遠州山名郡浅羽庄梅田村

春日宮

広前 布縮編

遠州横須賀城主

元禄八乙載十一月吉祥日從五位下 隱岐守源姓 西尾忠成

一、当宮旧来ヨリ神主旧政府へ七ケ年月毎ニ年賀登城拝謁致来、代々神祇官ヨリ御許状頂戴仕来候

仕来候

一、裁許状写

宅通

遠州山名郡浅羽庄梅田村春日大明神祠官浅羽

掃部助藤原勝正恒例之神事参勤之時、可着風折烏帽子狩衣者、神道裁許ノ状如件

神祇管領長上侍從下 部兼建國

以後代々本文前断之事

右ハ今般本都第八号ヲ以御達ニ相来候、社宮創立再建年度及治草取調可差出御達ニ付、取調上申仕候也

明治十五年七月

浅羽一穂

磐田

山名 郡長小野田松一郎殿

豊田

前書之通相違無之ニ付奥印仕候也

右社祠掌

右戸長岡本三治郎

右社ノ義、往昔ヨリ当村外九ケ村氏神ノ処明治五年中郷社ト相成候

右社ノ義、往昔ヨリ当村外九ケ村氏神ノ処明治五年中郷社ト相成候

右社ノ義、往昔ヨリ当村外九ケ村氏神ノ処明治五年中郷社ト相成候

右社ノ義、往昔ヨリ当村外九ケ村氏神ノ処明治五年中郷社ト相成候

第二大区九小区

山名郡梅山村

郷社式外

八幡社

祭神

帶仲日子命 譽田和氣命 息長帶日売命

祭日

官有地

一、現境内改正反別式反式七廿九歩 第一種

祠掌

西尾肇

明治九年一月

右之通り相違無御座候以上

明治九年五月

右村戸長

岡本宇平

林浜松県令殿

静岡県下遠江国

山名郡

梅山村

郷社

八幡社祭神

帶仲日子命 譽田和氣ノ命 息長帶日売命

右社ノ義、往昔ヨリ当村外九ケ村氏神ノ処明治五年中郷社ト相成候

右社ノ義、往昔ヨリ当村外九ケ村氏神ノ処明治五年中郷社ト相成候

右社ノ義、往昔ヨリ当村外九ケ村氏神ノ処明治五年中郷社ト相成候

右社ノ義、往昔ヨリ当村外九ケ村氏神ノ処明治五年中郷社ト相成候

一、創立年度不詳

一、棟札

天正八庚辰五月

奉拜替八幡宮

当村神主
浅羽石近

本殿一字

一、鏡一面

路邊原先作
正徳九年八月当村村長作
寸法八寸 郎寄附二御座候

一、朱印旧高七拾石往昔ヨリ拝領仕来、最モ家

康公時代ヨリ代々御判物都合拾式通有之候処、

去ル明治元年戊辰年八月大徳督府へ奉返上、

則チ御受取書拝戴所持罷在候

御判物写

八幡領之事

遠江国山名郡梅田村ノ内七拾石任先規所寄附也、

并社中竹木諸役合免許訖者神供祭礼等モ無懈意

可勤無之状如件

慶長八年九月十一日

以後代々十一通前同様ノ事

当宮旧来ヨリ神主旧政府へ七ヶ年毎ニ年賀登城

拝謁致来、代々神祇官ヨリ御許状頂戴仕来候

裁許状写

遠江国山名郡浅羽莊梅田村八幡宮神主、浅羽

因幡正將盈着風折烏帽子狩衣、任先例専守社

職格式可抽太平精祈者、神道裁許状如件

嘉永七年十月廿五日

神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣良□

以降代々前断ノ事

御戸帳ノ写

奉寄進戸帳

遠州山名郡浅羽之庄梅田村

八幡宮

広前

遠州横須賀城主

元禄八亥^{（一）}戴十一月吉祥日、從五位下隱岐守源

性西尾忠成

右ハ今般本郡第八号ヲ以テ御達ニ相成候、社宮

創立再建年度及沿革取調書可差出旨御達ニ付取

調上申仕候也

明治十五年五月

豊田

豊田郡長小野田松一郎殿

山名

前書通相違無之付奥印仕候也

戸長岡本三治郎

山名郡東浅羽村梅山郷社八幡社

一、所在地名

静岡縣遠江国山名郡東浅羽村大字梅山小字梅

田字村前

一、社

郷社八幡社

一、祭神

帶仲日子命

菅田和氣命

息長帶日亮命

配祀神住吉社祭神

表筒男命

中筒男命

底筒男命

同上 祇園社祭神

須佐之男命

同上 若宮社祭神

大雀命

同上 稻荷社祭神

宇加之御魂神

一、事由

創立年度不詳

社伝書写

抑仁王四十三代御門元明天皇年号慶雲四年丁

未歲、南都春日大明神日本國中未社定ヲ先シ

テ東海自レ始々、遠江国山名郡浅羽之庄豊岡ト

云処芦原ノ入海有、其辺ニ十町計ノ芝原ニ春日八

幡ノ如南都社ヲ取立ント思食、其豊岡ニ兄ニ次郎

左衛門、弟ニ三郎左衛門ト云有徳ノ人有、彼次

郎左衛門十一ニ成姫ヲ持、彼ノ姫ニ乗移給ヒテ宅

宣ニ曰ク、我々大和國曾不之加美三郎ノ春日八

幡ナリ、未社未社ヲ取立トテ此攸ニ飛来也、其

故豊岡ト云字繁昌之字成ニ依テ、入海ヲ田地ト成

此芝原ニ東面社立西ノ松原ト成在家ヲ立、氏神ニ

為レ悦ケント也、入江ノ水上長岡ノ谷麓ニ岡山ト

云小山ヲ一夜之内八百万神達神力ヲ以テ岡山ノ土

ニテ埋給ニ依テ田ト成、豊岡ヲ引過テ生田ノ郷ト

被成、岡山ノ土豊岡ノ田地ト成ニ依テ、岡山ノ里

生田ノ郷ノ母田成也、如是ノ通ノ国司ヲ案内トシ

テ天下可申急ニトノ神宅有テ神上セ被給也、国

司驚給テ兄弟ノ者共同道被成、御門ノ奏聞御門

御宣旨ニ曰ク、南都ノ春日八幡ハ大織冠取立成大

織冠ニ可申ト、御官旨有故ニ南都ノ大織冠ニ申上、

大織冠ノ御官旨ニ曰ク、日本国ノ始吉慶ノ始、兄

弟者被食如南都春日宮八幡宮立テ仕メ、二人者

共鍵取ニ定メ可給アリ、

春日大明神領拾五町

八幡大菩薩領拾五町

兩宮三拾町、其郷ニテ末代神ヲ奉敬、浅深重而

已兄弟者共官階ヲ被下事

兄ハ豊田左京大部、

名乗氏ハ藤原朝臣勝家、

春日宮ノ神主末代次目

御輪旨可給者也

弟豊田右京 名乗勝次

八幡宮神主

幕紋ハ兄豊田左京大部

幕紋兄弟ノ替有也、是ハ兄ノ紋也

秘書亨迄仍秘書如件

天正四年丁丑歲八月日

權大僧都法印信政良誓ノ印

一、境内ニ風神興行幸所ニ古老ノ松樹アリ、今

尚存ス、最美貌也

一、社伝来式法

大祭日陰曆八月十五日

奉幣

旧幕府時代領主西尾隠岐守ヨリ奉幣使アリ、

奉幣料ヲ納メラレタリ

献供

七十五膳 山海野ノ産物

神幸行列

小織數本・劍・四神・弓矢・猿田彦・祭官・

ビンザラ・太鼓・神興・饌櫃・氏子惣代・騎

馬五頭

流鏑馬

的馬五頭騎馬着服上下服ヲ負ヒ弓ヲ携

從陸走馬五頭騎者一人總領馬ト稱スルモノ着

服上下其式ノ如シ

最初馬場見セト稱シ十頭五回駛走ス、次ニ的

馬五頭馳走ス、次ニ從陸走五頭馳走、次ニ的

馬神幸ノ供奉ヲナス、還幸スルヤ的湖ノ式ヲ

行フ

一、建物

本殿 開口壹間三尺九寸

本殿 開口壹間三尺九寸

替棟札ヲ有ス

天正八庚辰年五月

奉葺替八幡宮

本殿一字

拜殿建設創立年不詳再建明治廿七年八月

一、境内地

東浅羽村梅山字村前官有地第一種坪數六百八

拾九坪平地

一、旧社領

山名郡東浅羽村梅山田梅田村ニ於テ朱印高七

拾石此反別

右朱印狀之寫左之通

家康公御判物

八幡領ノ事

遠江国山名郡梅田村ノ内七拾石任先規所寄附也

并社中竹木諸役令免許訖者神佛祭礼等無懈怠可

勤仕之狀如件

慶長八年九月十一日

秀忠公御判物

八幡領遠江国山名郡梅田村ノ内、七拾石事、任

去慶長八年九月十一日先判旨、永不可有相違

之狀如件

元和三年三月十七日

家光公御判物

八幡宮領遠江国山名郡梅田村ノ内七拾石事、任

慶長八年九月十一日、元和三年三月十七日、兩

判之旨永不可有相違者也、仍而如件

寛永十三年十一月九日

家嗣公御判物

八幡宮領遠江国山名郡梅田村ノ内七拾石之事、

任慶長八年九月十一日、元和三年三月十七日、

寛永十三年十一月九日、先判之旨永不可有相違

者仍而如件

寛文五年七月十一日

綱吉公御判物

八幡宮領遠江国山名郡梅田村ノ内七拾石事任、

慶長八年九月十一日、元和三年三月十七日、寛

永十三年十一月九日、寛文五年七月十一日、先

判之旨寄附之詔永不可有相違者也

貞享二年六月十一日

吉宗公御判物

八幡宮領遠江国山名郡梅田村、内七拾石事任当

家先判之例永不可有相違之状如件

享保三年七月十一日

家重公御判物

八幡宮領遠江国山名郡梅田村、内七拾石事依当

家先判之例永不可有相違之状如件

延享四年八月十一日

家治公御判物

八幡社領遠江国山名郡梅田村、内七拾石事依当

家先判之例永不可有相違之状如件

宝暦十二年八月十一日

家斎公御判物

八幡宮領遠江国山名郡梅田村、内七拾石事依当

家先判之例永不可有相違之状如件

天明八年九月十一日

家慶公御判物

八幡宮領遠江国山名郡梅田村、内七拾石事依当

家先判之例永不可有相違之状如件

天保十年九月十一日

家定公御判物

八幡宮領遠江国山名郡梅田村、内七拾石事依当

家先判之例永不可有相違之状如件

安政二年九月十一日

家茂公御判物

八幡宮領遠江国山名郡梅田村、内七拾石事依当
家先判之例永不可有相違之状如件

万延元年九月十一日

一、永統基本財産

金貳百拾七円拾叁銭九厘 明治廿八年一月現在額

成立八幡社領、高七拾石ニ対スル明治五年ヨリ

同拾六年マデ、政府ヨリ下附相成タル遞減禄、

内、社中同祠ノ春日社ニ高三拾五石分領仕来リ

因故ニ依託金ヲ折半シ託金員ヲ預ケ置キ、利

殖ノ法ニ依リ貯積ス、但シ本殿拜殿、修繕其他

神祭具購入等ニ多少費消シタリ、現在額如此、

此金員管理ハ氏子總代岡本三治郎ナリ

一管理者

山名郡東浅羽村梅山 社掌浅羽八幡

右之通り候也

明治廿八年五月

山名郡東浅羽村長浅羽要衛武

一、所在地名

静岡縣遠江国山名郡東浅羽村大字梅山小字梅

田字村前

一、社

村社春日社

一、祭神

武雷命 齋主命 天児屋根命 比咩太命

配祀神住吉社祭神

表筒男命 中筒男命 底筒男命

同上伊都岐島神社祭神

市寸島姫命

同上金山神社祭神

金山彦命

一、事由

創立年度慶雲四丁未年、往昔ヨリ申伝フ、社

伝書、同地所在八幡宮、同格ニテ、八幡宮領

七拾石之内三拾五石宛ヲ分領ス、故ニ茲ニ伝

書ヲ省ク、明治十二年九月村社ニ改ル

一、建物

本殿 間口七尺 奥行六尺

本殿建設年度不詳モ棟札式枚写

左之通り

天下泰平 国家安全 遠江国山名郡浅羽之庄梅田村

奉造立春日御神体御座一字 神主

文禄三年九月 氏子中 浅羽治郎左衛門藤原性

大工当村住人

天下泰平 国家安全

奉造立春日御神体御座所字 神主

享保八年卯年三月吉日 氏子中 浅羽氏藤原部勝明

一、境内地

東浅羽村梅山字村前官有地第一種坪數六百八

拾九坪、内八幡宮、同社中ナリ

一、永統基本財産

金貳百八円八拾八錢六厘 明治廿八年一月
現在額成立社中ニ同祠アル、八幡社領高七拾石ニ對スル明治五年ヨリ同十六年迄、政府ヨリ下附相成タル通減祿、内、当春日社ニ高三拾五石分額仕來ルニ依リ、託金ヲ折半シ其金員ヲ預金トナシ、利殖ノ法ニ依リ蓄積ス、但シ本殿拝殿等ノ修繕ニ多少費消ス、現在額如此金員管理ハ氏子總代岡本三治郎ナリ

一、管理者

山名郡東淺羽村梅山社掌淺羽要作

右之通り候也

明治廿八年五月

山名郡東淺羽村長淺羽要衛武

(松原個人蔵)

資料10 八幡社大祭諸入費帳

明治三年 (一八九〇)

(表紙)

明治二拾三年

八幡社大祭諸入費帳

祭事係

記

一、玄米八斗 御神酒料

値三円拾五錢積り

此代金六円三拾錢

一、同壹斗 白粉御供米、祭典当日神官飯米共

値三五

此代金八拾三錢三厘
一、糯米老斗貳升 のし餅
値三五

此代金老円

貳金八円拾三錢三厘

神前献納記

金四錢

同七錢

同壹錢

同貳錢八厘

同貳錢

同三錢

同拾四錢

同七錢六厘

同四錢

貳金四拾七錢四厘

入費口

金八錢

同壹錢五厘

同六錢

同七厘

同三錢

同六錢

同五厘

瓦ケ 八十

大かわらけ 貳ツ

鯉燗拾丁 神殿へ遺ス

貝杓子 貳本

水柄杓 貳本

手桶 壹ツ

割はし 廿ぜん

同貳錢 東半紙 貳狀

同三錢八厘 西半紙貳狀

同七錢 牛蒡 拾四本

同二拾四錢 芋 壹斗五升

一、白米三升

此代金三拾錢

金九錢

金拾五錢壹厘

貳金壹円拾六錢六厘

三〇

貳金九円七拾七錢三厘

入費總辻

右金、岡本幸吉ヨリ借り入私

九月廿五日 借り

御神酒配当

清酒四斗五升 ヨコスカ三河屋ヨリ買入

値老升代金拾四錢ツ、

此代金六円三拾錢

此配当

一、老斗六升五合 馬場掃除

一、老斗壹升五合 祭典当日

一、七升 轡上ケ下ゲ

一、壹升 十四日夜祭り

一、五升 大御前へ例式

一、貳升 小轡上下

一、壹升 松下へ例式

一、沓升
ピンサラ

ズ

当祭典ニ付世話人当番ノ諸君ニ於テ御寄附有之
処、此段先例ニ倣ヒ申置候也

一、大豆沓人ニ付 式合ツ、馬場掃除之節
一、縄沓人ニ付 拾尋ツ、垣結之節

のし敷様

馬頭 二七 二五 初盛
十六馬 二五 二二 増盛

ピンサラ引のし

沓人ニ付 九枚ツ、

各村總代へ引のし

十五枚 松原

拾枚 初越

拾枚 西ヶサキ

拾枚 太郎助

拾枚 一色

拾枚 末永

拾枚 新堀

当番人名

岡本春吉

金原順蔵

金原権六

小松清吉

小松弥平

浅羽喜十

大庭藤市

岡本太七

永田三治郎

岡本鉄吉

岡本幸吉

岡本市治

小川幸蔵

永田佐吉

岡本彦太郎

森田磯吉

ズ拾六人

(梅山自治会資料 袋井市蔵)

資料11 大正六年郷社八幡神社祭典諸入費帳

大正六年(一九一七)

(表紙)

大正六年十月

郷社八幡神社祭典諸入費帳

世話人

祭事係当番人名

村松愛太郎

袴田勇作

金原清太郎

岡本三治郎

岡本節太郎

岡本幸一郎

近藤栄吉

岡本猶次郎

岡本勝吉

岡本喜三郎

森田磯七

永田春吉

小川幸蔵

岡本陸平

岡本吉蔵

祭事係当番、先例ニ依リ左、物品御寄付相成度、
此段申置候也、

但シ沓人ニ付

一、大豆式合ツ、

一、縄拾尋ツ、

一、青菰沓枚ツ、

右馬場掃除当日持参

右之通候也

王様ノムスビ沓個

御輿ノ弁当新米五勺位、外ニ洗米

熨斗例式

馬頭 二七 二五 初盛

十六馬 二五 二二 増盛

計百八拾枚

ピンザラ引熨斗

式拾七枚 但シ参人分

外ニ五拾枚當日御神前用

氏子各村引廻斗

- 一、百拾貳枚 松原
- 一、百拾參枚 梅山
- 一、貳拾五枚 新堀
- 一、貳拾八枚 初越
- 一、參拾五枚 西ヶ崎
- 一、四拾七枚 太郎助
- 一、拾六枚 末永
- 一、貳拾五枚 一色

總計六百五拾八枚

神酒配當潮

- 一、酒貳斗八升 此分配
- 一、七升 馬場掃除
- 一、七合 十四日夜祭
- 一、參升五合 松原王御前例祭
- 一、七合 松下例祭
- 一、參升五合 大織上ヶ下
- 一、七升 祭典當日
- 一、參升五合 御拝殿分
- 一、壹升四合 小織上ヶ下
- 一、七合 ビンザラ

記

- 一、酒貳斗八升 御神酒

此代金拾六円八拾錢

一、白米壹斗五升 御供白粉米
當日神官所當

此代金四円〇五錢

一、白米貳升 躰片付當番飯料

此代金五拾四錢

一、糯米壹斗三升 熨斗餅

此代金參円參拾壹錢五厘

計金貳拾四円七拾錢五厘

御神前獻納物

一金拾貳錢 牛勞八

一同拾拾錢 蓮根四〇

一同拾四錢 人參八

一同四錢 青板八枚

一同貳錢 新生姜

一同貳拾四錢 のり入紙

一同七錢 奉書紙

一同拾五錢 半紙五帖

一同拾七錢五厘 西半紙五帖

一同六錢 赤のり四帖

一同貳拾貳錢五厘 ローソク拾五丁

一同拾六錢 椎茸八ツ

一同九錢 かわらけ大八ツ

一同參拾錢 麻代

一同貳拾參錢 柿拾六個

一金貳拾錢 菓子

一同五拾五錢 白米貳尺五寸

一同四錢 とき色粥壹尺五寸

一同貳拾錢 網糸 四繰

一同貳拾錢 白布三尺五寸

一同貳拾錢 かわらけ小八十

一同六拾五錢 片口五個^掛代

一同七拾錢 鴨壹羽代

一同參拾五錢 手桶一個

一同拾貳錢 水ビシヤク二ツ

計金六円三拾五錢

諸入費記

一金九拾錢 里芋壹斗五升

一同四拾錢 こんにやく

一同四錢 貝ジャクシ

一同四錢 飯盛

一同五錢 割箸

一同壹円四拾錢 醬油四升代

一同貳円 煙火三本

一同貳拾五錢 牛勞代

一同四拾五錢五厘 豆ふ雛魚代

一同貳拾壹錢 拾六日片付肴代

計金五円七拾四錢五厘

通計金參拾六円八拾錢

(梅山自治会資料 袋井市蔵)

資料12 昭和十年郷社八幡神社祭典諸入費帳

昭和一〇年(一九三五)

(表紙)

昭和拾年拾月

郷社八幡神社祭典諸入費帳

祭事係

祭事係

水谷彦一

岡本武夫

近藤ちよ

岡本雄三郎

岡本幸雄

岡本平左得茂

岡本芳太郎

岡本太平

岡本廣

岡本寶雄

大庭常松

大石藤五郎

沼上勝良

永田徳太郎

岡本衆蔵

松浦堅次郎

右拾六名

祭事係当番ハ前例ニ依リ、左ノ物品御寄附相成度、此段申置キ候也、

但一人ニ付キ

一、大豆

一、縄

一、青菰

一、同

一、同

一、杭

右ハ馬場掃除当日持参ノ事

右ノ通り

一、丸ムスビ

右ハ各戸ニ配スル突出調整用ノウムシヲ以テ製シ置クコト

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、米式合

一、参拾五枚

一、四拾八枚

一、拾六枚

一、武拾五枚

計六百七拾七枚

外ニ四拾枚

氏子外八幡社調事加入者分

神酒配当割

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

一、酒参斗七升

西ヶ崎

太郎助

末長

一色

一、式升四合 小轆上下 白張

右、拾月拾六日酒老升外ニ酒代トシテ現金
壹円四拾錢也、給ス

從前ハ酒參升ナリシ處、イツシカハ掛トシ
テ式升四合トナリタル由故、是レハ參升
ガ正當ナリト

例年酒現物ノミヲ給セズ、同出勤者ノ之ハ
現金ヲ供給スルモノトス

一、七合 ビンザラ

右ハ例年浅名ヨリ來リ、此ノ役割ヲ勤ム、
前記ニアル熨斗三組トナシタリ

熨斗 四拾五枚^{五二二初盛}給ス
是レハ十六頭^{二二増盛}

三頭分役割ニ付、酒七合代トシテ、
代金五拾錢ヲ給ス

右ノ通り

記

一、清酒參斗七升

此ノ代金、

金參拾七円也

一、白米參斗七升五合

老升代金參十四錢

此ノ代金、

金五円九拾五錢

神官弁當及當番ノ飯料

金壹円 太鼓タタキ二人分五十錢宛

一、糯米老斗參升

此ノ老升代金、四十五錢

金五円八拾五錢

但、御供米突出ハ糯米ヲ以テ使用、此ノ際前

記王様分丸ムスビ調整形ハ、神官ノ指導ヲ受
ケル事

一、御鏡八個

一、但シ拾月拾四日宵祭ニ組

二、当日用式組トス

右ノ調整残余ヲ以テ調整ス

御神前獻納物

一金壹円四拾錢

同六拾五錢

掛魚八尾

白絹 一尺五寸

赤絹 一尺五寸

晒布 三尺五寸

絹糸 四

一金壹円二十五錢

手桶

柄杓

一同壹円參拾錢

但シ、右五個ハ大頭龍神社祭典ニ更ニ使用

シ、恵比壽講當日該品ヲ希望者ニ売渡シ、

此ノ代金ヲ村一般ノ割ノ内ニ差入ル、モノト

ス

一同壹円拾錢

一同參拾貳錢

鴨一羽

松茸八個 八十目

百匁四十錢

一同貳拾八錢

一同十六錢

一同貳拾八錢

一同貳拾八錢

一同貳拾六錢

一同參拾貳錢

一同拾錢

一金四拾五錢

一同貳拾錢

一同四拾貳錢

一同貳拾錢

一同拾六錢

一同五錢

一同貳拾五錢

一同七錢

一同參拾錢

一同參拾六錢

右御札用紙ハ西半紙トス 上等品トス

一同拾錢

一同參拾五錢

一同九錢

一金七円五拾錢

計金六拾八円也

諸入費

一金參拾錢

一金六円八拾錢

午勞八本

青板八枚

椎茸八個

人參八本

赤海苔四帖

蓮根八本

生姜四把

柿三十個

大土器八個

小土器六〇個

ロースク

赤ハシ十六人前

飯盛

本麻

杓子

半紙六帖 拝殿用

半紙六帖 御札用

水引 御供物用トス

大海苔入 五十枚

奉誂紙 三枚

紅白菓子 九百六十組

餅取粉

煙火代

(二) 浅羽祭礼関係資料集

内訳四寸四本三寸四本

代金四寸一本金六拾銭

同 三寸一本金六拾銭

一金壹円貳拾銭 里芋一斗五升

一金壹円拾銭 苧蓼

同六拾銭 豆腐

同五拾銭 砂糖

同壹円拾銭 醤油

同貳拾銭 魚代

計金拾壹円八拾銭

備考

一、里芋壹斗五升及苧蓼ハ、馬場削リニ主
トシテ用ヒ、外ハ当番用トス

一、豆腐、魚ハ当番用トス

一金拾円也 昭和十年度祭事係ノ慰勞金

總計金八拾九円八拾銭

氏子外講事加入者

内訳

寄木分

平松三郎

永田興平

平松藤平

堀本久三郎

堀本宇三郎

永田彦五郎

阿部吉郎平

大石喜平

大石伊三郎

永田重五郎

近藤松吉

阿部七平

阿部九恵茂

前年ヨリ集上ニ二名
ナリシモ講事加入平松金五郎
者ノ由ニ付記入ス

浅名分

村松芳郎

加藤良一郎

加藤義郎

加藤茂平

館石恒八

石川秀吉

大石 猛

外六名

浅羽分

鈴木良平

小野定次郎

篠ヶ谷

樽松重吉

笠原方

鶴田新二郎

太田春次郎

三輪

小川繁太郎

小谷田

土屋三代吉

三沢

丸尾長次郎

横須賀町

神谷平三郎

西浅羽

溝口由平

豊浜

内野芳太郎

袋井町

白畑藤作

以上

右ハ拾月拾五日

一、熨斗

一、御供物

一、御札

右三品ヲ半紙ニ包ミ水引ヲ掛ケ、各字ノ知人ニ八

幡社前ニ於テ、各自ニ渡ス可キ手配ヲナスモノ

トス

横須賀町袋井町ハ、当日不可能ニ付、拾月拾六

日渡ス可キ手配ヲス

(梅山自治会資料 袋井市蔵)

資料13 浅岡八幡神社調査票(八幡村分)

昭和六三年(一九八八)

浅羽三社祭

流鏑馬神事用馬具所在調 昭和六三年三月

浅羽町文化財保護審議会

一、 字名 浅岡 (旧村名 八幡村)

二、 馬具所在数

三、 馬具保管者 字

番地

氏名

備考・・・

※昭和十九年九月時の記録による貴村(旧村)

の保管数

的馬 2番用 1組

從陸掃馬 2番用 1組

計 2組

(浅岡八幡神社蔵)

資料14 浅岡八幡神社調査票(米丸村分)

昭和六三年(一九八八)

浅羽三社祭

流鏑馬神事用馬具所在調 昭和六三年三月

浅羽町文化財保護審議会

一、 字名 浅岡 (旧村名 米丸村)

二、 馬具所在数

三、 馬具保管者 字

番地

氏名

備考・・・

※昭和十九年九月時の記録による貴村(旧村)

の保管数

的馬 4番用 1組
從陸掃馬 計 1組

(浅岡八幡神社蔵)

ふりがな	あさばさんしゃはちまんのやぶさめまつりちようさほうこくしょ
書名	浅羽三社八幡の流鏝馬祭り調査報告書
副書名	袋井市祭礼調査報告
編著者名	吉川祐子（ふるさとの民俗を語る会主宰）
編集機関	袋井市教育委員会
所在地	〒437-8666 静岡県袋井市新屋 1-1-1
発行年月日	2017年8月31日
所収祭礼名	浅羽三社八幡の流鏝馬祭り
祭礼所在地	袋井市浅羽・浅岡・梅山・松原

ふりがな 所収祭礼名	ふりがな 所在地	市町村 コード	世界測地系		調査期間	調査原因
			北緯	東経		
あさばさんしゃはちまんの 浅羽三社八幡の やぶさめまつり 流鏝馬祭り	ふくろいしあさば 袋井市浅羽1番地 (芝の八幡神社)	22216	34° 42' 56"	137° 55' 25"	2013年 10月6日 ～ 2017年 3月31日	袋井市指定 文化財候補 物件調査
	ふくろいしあきおか 袋井市浅岡1000番地 (浅岡の八幡神社)		34° 42' 50"	137° 54' 36"		
	ふくろいしうめやま 袋井市梅山1-1番地 (梅山の八幡神社)		34° 41' 22"	137° 55' 57"		
	ふくろいしまつばら 袋井市松原1386-1番地 (王御前神社)		34° 41' 04"	137° 55' 53"		

所収祭礼名	種別	主な時代	祭礼概要	特記事項
浅羽三社八幡の 流鏝馬祭り	田の神祭り 流鏝馬	中世・近世・近代	田の神祭りと古式神饌・ 流鏝馬	近世から使用されてき た流鏝馬用の馬具等が 現存する。

袋井市祭礼調査報告

浅羽三社八幡の流鏑馬祭り調査報告書

平成二九年八月三一日

編集 静岡県袋井市新屋一丁目一番地の一

袋井市教育委員会

印刷 静岡県袋井市新屋四丁目五番地の二

松本印刷株式会社